新冠町
第２次障害者基本計画
第３期障害福祉計画

平成 24 年 3 月

北海道　新冠町

目　次

第１編　総　論

第１章　計画策定の概要　…………………………………………………… 1

　　１．計画策定の背景・趣旨

　　２．計画の性格・位置づけ

　　３．計画期間

　　４．計画管理等の体制としくみ

第２章　障がい者を取り巻く現状　………………………………………… 8

　　１．障がい者の現状

　　２．障がい者関連サービス等の利用状況

　　３．障がい者関連機関・団体及び施設等の現状

第３章　障がい者施策の考え方　…………………………………………… １６

　　１．将来フレーム

　　２．障がい者施策のビジョン

　　３．基本的方針

　　４．ビジョン実現に向けた施策・サービス体系

第２編　障害者基本計画

第１章　福祉意識の啓発と交流　…………………………………………… ２２

第２章　安心して暮らせる福祉環境づくり　……………………………… ２３

第３章　保健・医療体制の確保・充実　…………………………………… ２５

第４章　地域生活を支える福祉サービスの充実　………………………… ２７

第５章　個性と可能性を伸ばす教育・療育　……………………………… ２８

第６章　自立と社会参加を促す就労支援　………………………………… ３０

第７章　自己実現活動への支援　…………………………………………… ３１

第８章　地域福祉ネットワークの形成　…………………………………… ３２

第３編　障害福祉計画

第１章　障害福祉計画の基本方針　……………………………………………　３３

１．障害福祉計画の基本理念

２．障害福祉計画の基本目標

３．障害者自立支援法によるサービス体系

第２章　障がい者の自立に向けた基本目標　………………………………　３５

第３章　指定障害福祉サービス　……………………………………………　３６

１．指定障害福祉サービスの必要量と確保の方策

第４章　地域生活支援事業　…………………………………………………　４１

１．地域生活支援事業の実施に関する考え方

２．地域生活支援事業の必要量と確保の方策

資　料　編

○　障がい者アンケート実施結果

第1編　総　論

第１章　計画策定の概要

１．計画策定の背景・趣旨

(1)　障がい者福祉をめぐる動き

①措置制度から支援費制度へ

平成 12 年に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成 15 年より、それまでの行政がサービス内容を決定する措置制度から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、そして、事業者などと契約することができる支援費制度へと移行しました。

②障害者基本法の改正と発達障害者支援法の施行

平成 16 年 6 月には障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。また、市区町村の障害者計画の策定についても努力義務から義務規定に改められました。

また、平成 17 年 4 月には発達障害者支援法が施行され、これまで法や制度の谷間で十分な対応がなされてこなかった発達障がい（注）児・者に対する支援が法的に明確化されました。

平成 21 年 12 月には、内閣に障がい者制度改革推進本部が設置され、平成 22 年 1 月から、障がい者制度改革に向けた検討が行われることとなりました。また、平成 23 年 3 月、障がい者推進会議の第二次意見を踏まえ、障害者基本法の一部を改正する法律案が決定されました。

（注）発達障がい：発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

③障害者自立支援法の施行及び改正

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に移行しました。主な特徴として、①障害福祉サービスの一元化、②市町村が実施主体、③利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、④就労支援の強化、⑤手続き・基準の透明化、明確化などが盛り込まれた制度の構築が図られました。この障害者自立支援法の導入にあたり、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきました。こうした中、平

成 21 年 9 月の連立政権合意において、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなく、利用者応能負担を基本とする総合的な障がい福祉制度となる「障害者総合福祉法（仮称)」が平成 25 年 8 月までに施行されることとなりました。

新たな制度の創設に向けた検討を進めていく中で、平成 22 年 12 月に、新法実施までの対応として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」いわゆる改正障害者自立支援法が公布され、利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

④障害者権利条約の批准（注 1）に向けて

平成 18 年 12 月､障害者権利条約が第 61 回国際連合総会において採択され､平成 19 年 9 月、わが国でも同条約に署名しました。

この条約は、すべての人に保障されている普遍的な人権を障がいがあるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

わが国においても、この権利条約の批准に向け、障がい者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成 22 年 1 月より、障がい者制度改革推進本部のもとで、障がい者が過半数を占める障害者制度改革推進会議が開催されました。また、この推進会議において、障害者基本法の改正、障害者総合福祉法の制定、障害者差別禁止法の制定等の制度改革に向けた検討が行われる等、権利条約の批准に向けた準備が進められている状況です。

注 1　　条約の案文を国家が承認すること。

⑤障がい者虐待防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律の公布

平成 23 年 6 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、障がい者に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がい者の人権を守っていくこととなりました。

⑵　計画策定の趣旨

新冠町は、「第５次新冠町総合計画」の中で「健康で安心して暮らせるまちづくり」を７つの柱のひとつとして掲げ、“障がい者福祉の充実”を目指した施策展開を進めています。

障がい者福祉計画については、平成 18 年度に新冠町障害者基本計画及び障害福祉計画を策定、平成 21 年度には第 2 期障害福祉計画を策定し施策を展開しています。

新冠町障害者基本計画及び第 2 期障害福祉計画は平成 23 年度末をもって終了となるため、これまでの計画の進捗状況等を検証するとともに、新たな「第 2 次新冠町障がい者基本計画・第 3 期障害福祉計画」を策定し、新冠町の障がい者福祉施策の一層の推進を図っていくものです。

なお、障害福祉計画の現行法である障害者自立支援法は平成 25 年 8 月に障害者総合福祉法（仮称）への改正が予定されるため、前計画の理念等は踏襲した内容としています。

○「障害者」の「害」の表記について

本計画における「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。

このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

○「自立」の概念について

「自立」という言葉の概念については様々な見解や解釈があり、今日まで広く受け入れられている統一的な定義は定着していません。本計画では、身辺的援助や経済的援助を受けているかなど、他者からの援助を必要とするか否かで判断するのではなく、自分の生き方を自らの意思で決め、具体的な生活の様式や内容を自己選択・自己決定しつつ、社会の一員として生活していく人格的自立を「自立」の概念としています。

２．計画の性格・位置づけ

(1)　「障害者基本計画」と「障害福祉計画」

「障害者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者自立支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害者基本計画」は、本町における障害者関連個別計画の最上位計画として位置づけ、「障害福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定しています。

障害者基本法

第九条三　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法　（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項　の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者自立支援法

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

	障害者基本計画	障害福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者自立支援法
計画期間	中長期	３年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める

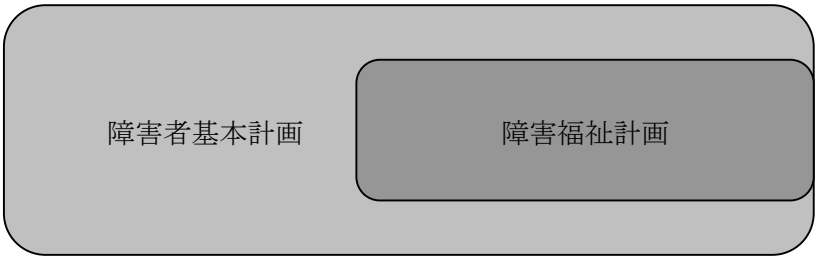

⑵　「障がい者」の範囲について

新冠町の障がい者施策は、これまでは基本的に身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいのある人を対象に推進してきました。

平成 22 年 12 月「発達障がい」が障害者自立支援法上の障がいの範囲に明記され、また、障害者基本法の改正により、第 2 条で、「障害者」とは「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（注１）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されました。高次脳機能障がい（注２）も精神障がいに含まれることとされ、支援の対象となっています。

本計画における障がい者の範囲については、障害者基本法及び障害者自立支援法に該当する者（児）を範囲としています。

ただし、難病（注３）については障がいに該当しない人への支援をどうするかが今後の課題となっています。

注１　社会的障壁：障害者基本法第 2 条により「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

注２　高次脳機能障がい：交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識出来ないこともあります。

注３　難病：原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称で、厚生労働省は特定疾患として 130 の難病を指定し、うち 56 の疾患は医療費の公費負担助成の対象となっています。

なお、障害福祉計画の障がい者数を扱う場合など、定量的なデータ把握・推計が必要な場合は、原則として各障害手帳所持者を当該各障がい者として扱っています。

定量的な把握が必要な場合における各障がい者の定義

	定　　義
身体障がい者	身体障害者手帳の所持者
知的障がい者	療育手帳の所持者
精神障がい者	精神保健福祉手帳の所持者 自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証の所持者

３．計画期間

「第２次新冠町障がい者基本計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を平成 24～29 年度の６年間とします。

「第３期新冠町障害福祉計画」は、平成 24～26 年度の３年間を第３期計画の計画期間とします。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="10">平　　成</td></tr>
<tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24 年</td><td>25 年</td><td>26 年</td><td>27 年</td><td>28 年</td><td>29 年</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>新冠町障がい者基本計画</td><td colspan="5">第１次計画
(H19-23)</td><td colspan="5">第２次計画</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>新冠町障害福祉計画</td><td colspan="2">第１期
(18-)</td><td colspan="3">第２期計画</td><td colspan="3">第３期計画</td><td colspan="3">第４期計画</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>次世代育成支援行動計画</td><td colspan="3">前期計画
(H17-)</td><td colspan="4">後期計画</td><td colspan="3">※見直し後の前期計画</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画</td><td colspan="2">第３期
(18-)</td><td colspan="3">第４期計画</td><td colspan="3">第５期計画</td><td colspan="3">第６期計画</td></tr>
</table>

４．計画管理等の体制としくみ

(1)　「新冠町障害者自立支援協議会」による計画管理

新冠町では「新冠町障害者自立支援協議会」において、本計画の進捗状況や効果を定期的に評価、点検していきます。計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・北海道の施策、近隣町や町内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

なお、平成 25 年（2013 年）8 月に障害者総合福祉法（仮称）への改正が予定されていることから、国の動向にも注視していきます。

【新冠町障害者自立支援協議会】
［所掌事務］
◇障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議
◇障がい者福祉サービス提供体制に関する協議、調整
◇相談支援事業者の運営評価等
◇困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
◇地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
◇地域の社会資源の開発、改善
◇市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
◇その他地域の障がい者福祉施策を推進するために必要な事項

(2)　協働による計画推進

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障がい当事者やその家族、障がい者団体の意見・要望を活かしていくとともに、福祉・医療・保健・教育・就労などの幅広い分野の連携や地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要不可欠です。

本計画は、行政、事業者、市民が一体となって、様々な関係者・関係機関の連携や協働を推進し、障がい者を支えるネットワークの構築をめざしていきます。

地域自立支援協議会では計画の進行管理を行うとともに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として、相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関することや地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議に関することなどについて推進することを主な目的としています。

また、町関係各課での情報の共有化や連携を図り、庁内での総合的な推進体制の整備の強化に努めます。新冠町だけでは解決できない様々な広域的・専門的課題に対し、近隣各町、国や北海道とも緊密に連携を取り、必要に応じて意見や要望をあげていきます。

第２章　障がい者を取り巻く現状

１．障がい者の現状

本町における障がい者数は 512 人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が 385 人、知的障がい者が 80 人、精神障がい者が 47 人となっています（平成 23 年 9 月 30 日現在)。

身体障がい者については 14 歳以下の年少期層はいない状況で、65 歳以上の高齢者が最も多い状況です。

知的障がい者については、5 歳からの年少期層から 79 歳の高齢期層に分布し、精神障がい者（精神通院支給認定受給者証の所持者を含む）については、15 歳の生産年齢層から 85 歳以上の高齢期層に分布しています。

したがって、本町の障がい者は 5 歳から分布し、65 歳以上の高齢期が最も多く、障害種別では身体の障がいのある者が多い現状です。

年齢別障がい者（児）数の現状

年齢	身体			知的			精神			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
0～4歳												
5～9歳				3	1	4				3	1	4
10～14歳				4		4				4	0	4
年少　計				7	1	8				**7**	**1**	**8**
15～19歳	1	1	2	4	1	5	2		2	7	2	9
20～24歳	2	1	3	2	4	6	3		3	7	5	12
25～29歳	1		1	4	1	5	2	2	4	7	3	10
30～34歳	3	1	4	5	5	10		1	1	8	7	15
35～39歳	1	1	2	5	1	6	1	5	6	7	7	14
40～44歳	4	3	7	5	5	10	2	1	3	11	9	20
45～49歳	3	5	8	7	3	10	2	2	4	12	10	22
50～54歳	10	3	13	6	2	8	2	2	4	18	7	25
55～59歳	11	9	20	1	1	2	3	2	5	15	12	27
60～64歳	16	21	37	1	2	3	1	3	4	18	26	44
生産年齢計	52	45	97	40	25	65	18	18	36	**110**	**88**	**198**
65～69歳	20	15	35	3		3		3	3	23	18	41
70～74歳	19	31	50	1		1	1	1	2	21	32	53
75～79歳	30	32	62		3	3	1	2	3	31	37	68
80～84歳	22	46	68			0	1		1	23	46	69
85歳以上	20	53	73			0		2	2	20	55	75
高齢　計	111	177	288	4	3	7	3	8	11	**118**	**188**	**306**
総計	**163**	**222**	**385**	**51**	**29**	**80**	**21**	**26**	**47**	**235**	**277**	**512**

平成23年9月30日現在

年齢別障がい者（児）数の現状

身 体

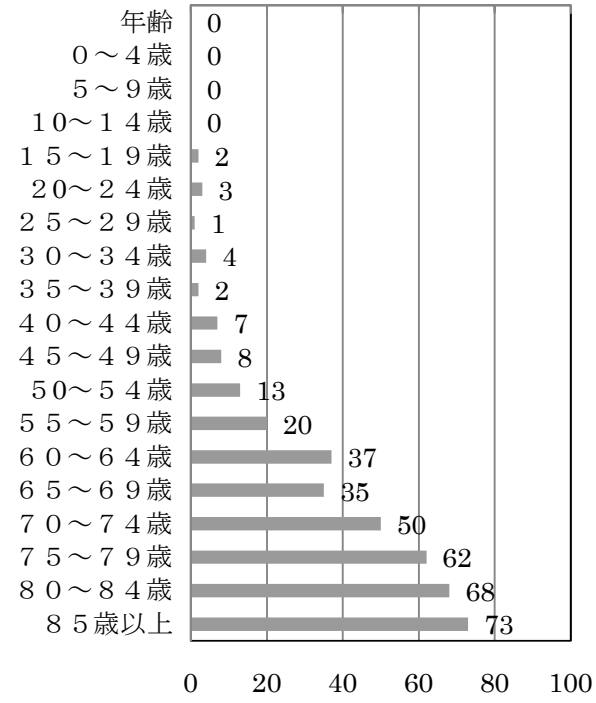

知 的

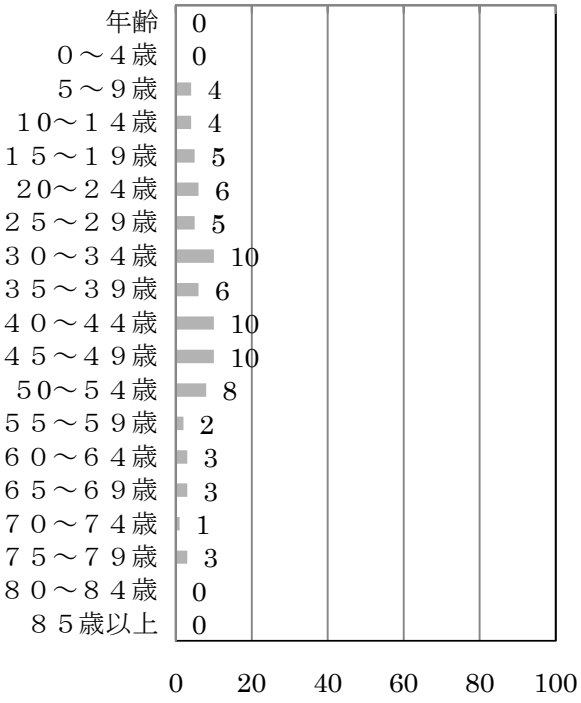

精 神

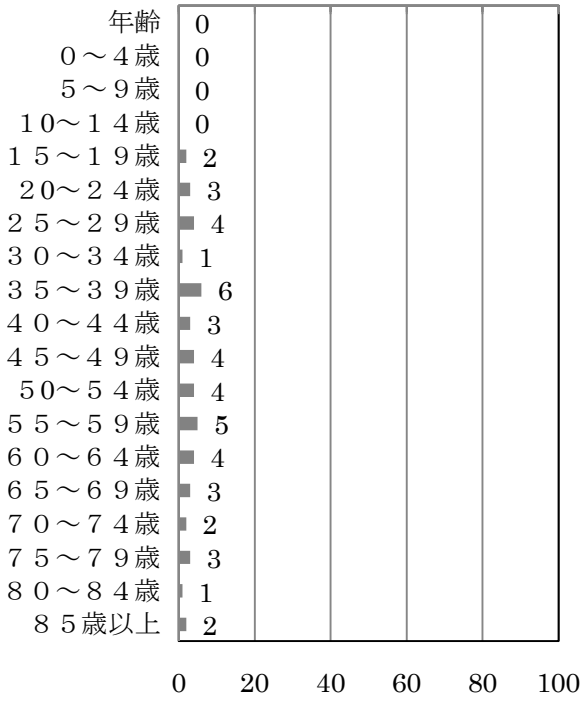

障がい者総計

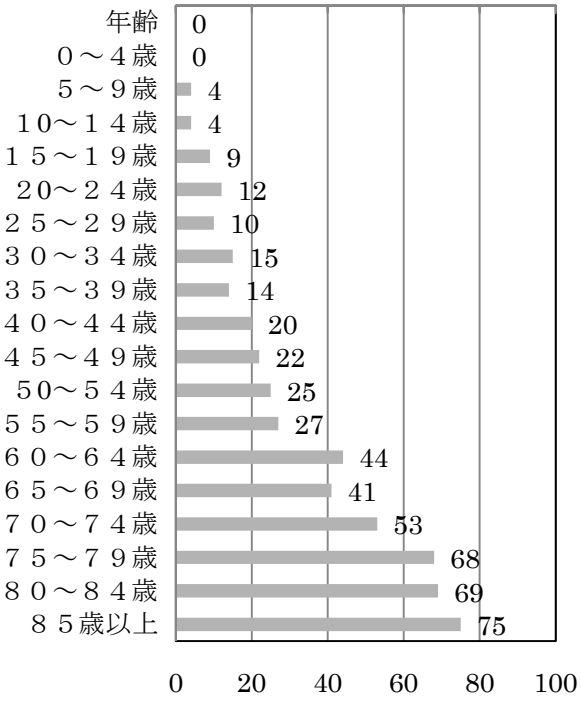

障がい者の数（平成 23 年 9 月末）を出現率として算出すると、本町の総人口の 8.8%が障がい者ということになります。

特に、高齢者での出現率は高く、65 歳以上の高齢期では 19.1%となり、おおよそ 5 人に 1 人が障がい者となります。

年齢別障がい者「出現率」の現状　（比率は対人口）

年齢	身体			知的			精神			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
0～4歳												
5～9歳				2.1%	0.8%	1.5%				2.1%	0.8%	1.5%
10～14歳				3.2%		1.7%				3.2%		1.7%
年少　計						1.1%						**1.1%**
15～19歳	0.8%	0.7%	0.7%	3.2%	0.7%	1.8%	1.6%		0.7%	5.6%	1.4%	3.3%
20～24歳	1.8%	0.9%	1.4%	1.8%	3.7%	2.7%	2.6%		1.4%	6.1%	4.7%	5.4%
25～29歳	0.7%		0.4%	2.8%	0.8%	1.8%	1.4%	1.6%	1.5%	4.9%	2.4%	3.7%
30～34歳	1.4%	0.6%	1.1%	2.3%	3.2%	2.7%		0.6%	0.3%	3.7%	4.5%	4.0%
35～39歳	0.5%	0.6%	0.5%	2.4%	0.6%	1.6%	0.5%	2.8%	1.6%	3.4%	3.9%	3.6%
40～44歳	2.2%	1.6%	1.9%	2.7%	2.7%	2.7%	1.1%	0.5%	0.8%	5.9%	4.8%	5.3%
45～49歳	1.9%	3.6%	2.7%	4.5%	2.1%	3.4%	1.3%	1.4%	1.3%	7.6%	7.1%	7.4%
50～54歳	5.5%	1.7%	3.6%	3.3%	1.1%	2.2%	1.1%	1.1%	1.1%	9.9%	4.0%	7.0%
55～59歳	4.7%	3.8%	4.2%	0.4%	0.4%	0.4%	1.3%	0.8%	1.1%	6.4%	5.0%	5.7%
60～64歳	7.1%	8.7%	7.9%	0.4%	0.8%	0.6%	0.4%	1.2%	0.9%	8.0%	10.7%	9.4%
生産年齢計			2.8%			1.9%			1.0%			**5.7%**
65～69歳	11.6%	8.2%	9.9%	1.7%		0.8%		1.6%	0.8%	13.3%	9.9%	11.5%
70～74歳	13.1%	16.1%	14.8%	0.7%		0.3%	0.7%	0.5%	0.6%	14.5%	16.7%	15.7%
75～79歳	21.7%	19.2%	20.3%		1.8%	1.0%	0.7%	1.2%	1.0%	22.5%	22.2%	22.3%
80～84歳	19.8%	23.6%	22.2%				0.9%		0.3%	20.7%	23.6%	22.5%
85歳以上	24.7%	24.2%	24.3%					0.9%	0.7%	24.7%	25.1%	25.0%
高齢　計			18.0%			0.4%			0.7%			**19.1%**
総　計			**6.6%**			**1.4%**			**0.8%**	**8.3%**	**9.2%**	**8.8%**

平成23年9月30日現在

２．障がい者関連サービス等の利用状況

障害者自立支援法制度による各種サービスの利用状況については、次のとおりです。
（町単独事業を含む）

(1)　訪問系サービス（その他を含む）

①　居宅介護サービス

【ホームヘルプサービス利用状況】　（各年４月の利用実績）

区　分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
身体介護	実利用者数／月（人）	5	1	0
	実利用時間／月（時間）	70.0	31.5	0
家事援助	実利用者数／月（人）	2	2	2
	実利用時間／月（時間）	27.5	28.0	30.0
通院介助	実利用者数／月（人）	2	2	1
	実利用時間／月（時間）	9.5	14.0	2.0
合　計	実利用者数／月（人）	9	5	3
	実利用時間／月（時間）	107.0	73.5	32.0
	一人あたり実利用時間	11.9	14.7	10.7

※一人あたり実利用時間＝実利用時間÷実利用日数

②　児童デイサービス

【児童デイサービス利用状況】　（各年４月の利用実績）

区　分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
実利用者数／月（人）	28	24	23
実利用日数／月（日）	69	55	51
一人あたり利用回数	2.5	2.3	2.2

③　短期入所

【ショートステイ利用状況】　（各年４月の利用実績）

区　分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
実利用者数／月（人）	1	1	0
実利用日数／月（日）	2	1	0
一人あたり利用日数	2	1	0

④　行動援護サービス

【利用状況】　（各年４月の利用実績）

区　分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
実利用者数／月（人）	0	1	1
実利用時間／月（時間）	0	3.0	0.5

⑤　重度訪問介護・重度障害者等包括支援サービス
※利用実績はありません。

(2)　居住系サービス

①　グループホーム・ケアホーム（各年 4 月の利用実績）

【グループホーム利用状況】

区　分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
実利用者数／月（人）	10	11	11

【ケアホーム利用状況】

区　分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
実利用者数／月（人）	3	3	4

②　施設入所支援

【施設入所の利用状況】　（各年 4 月の利用実績）

区　分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
旧法身体障害者更生施設	1	1	1
旧法身体障害者療護施設	2	2	2
旧法身体障害者授産施設	2	2	0
旧法知的障害者更生施設	10	10	6
旧法知的障害者授産施設	4	3	3
施設入所支援	5	5	10
合　　計	24	23	22

(3)　日中活動系サービス

①　生活介護・療養介護

【利用状況】　（各年 4 月の利用実績）

区　分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
生活介護	実利用者数／月（人）	5	6	12
療養介護	実利用者数／月（人）	－	－	－
合　　計		5	6	12

②　旧法施設の通所

【利用状況】　（各年 4 月の利用実績）

区　分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
旧法知的通所更生施設	実利用者数／月（人）	3	3	2
旧法知的通所授産施設	実利用者数／月（人）	12	3	4
合　　計		15	6	6

③　就労支援

【利用状況】　（各年 4 月の利用実績）

区　分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
就労移行支援	実利用者数／月（人）	2	7	6
就労継続支援Ａ型	実利用者数／月（人）	0	0	0
就労継続支援Ｂ型	実利用者数／月（人）	3	10	10
合　　計		5	17	16

④　自立訓練（各年 4 月の利用実績）

【利用状況】

※利用実績はありません。

⑤　サービス利用計画（相談支援）

【利用状況】　（各年 4 月の利用実績）

区　分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
実利用者数／月（人）	0	4	2

(4)　その他のサービス

①重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業

対象者	身体障がい者で 1 級の下肢・体幹・視力障がい者（児）（通院） 身体障がい者で 2 級の下肢・体幹障がい者（児）で外出時常時介護を要する者（通院） 重度の障がいのある児童の療育指導のための通園
助成額	ハイヤー利用料金
交付枚数	通院　年 60 往復分

重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業利用実績

区　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
対象人数	18 人	15 人	14 人
利用件数	198 件	284 件	303 件

②寿入浴事業（75 歳未満障がい者分）

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳所持者
事業内容	町内温泉施設の無料入浴券を交付
交付枚数	年 12 回分（月 1 回分）

寿入浴事業利用実績

区　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
対象人数	194 人	179 人	174 人
利用件数	943 件	843 件	690 件

３．障がい者関連機関・団体及び施設等の現状

障がい者関連の機関・団体及び施設等の現状は、次のとおりです。

(1)　官公庁等の概況

所在地	名　　称	摘　　要
新冠町	保健福祉課　保健福祉グループ	相談支援、特別障害者手当、障害児福祉手当
	町民生活課　住民福祉グループ	障害年金、特別児童扶養手当
	特別養護老人ホーム「恵寿荘」	短期入所（身体）
	新冠町子ども発達支援センター	社会福祉法人新冠ほくと園委託
新ひだか町	浦河公共職業安定所静内分室	
	札幌法務局静内出張所	
	日高振興局保健環境部 静内地域保健室（静内保健所）	

(2)　社会福祉法人等の概況

所在地	名　　称	摘　　要
新冠町	社会福祉法人 新冠町社会福祉協議会	居宅介護、重度訪問介護、行動援護 ※老人福祉（介護保険） 　指定居宅介護（予防）事業所
	社会福祉法人　新冠ほくと園	節婦ほろしりの里 　入所支援施設、生活介護事業所 　自立訓練事業所、短期入所 多機能型事業所ミルト 　就労移行支援、就労継続支援Ｂ型 多機能型事業所ウイズ 　就労移行支援、就労継続支援Ｂ型 ケアホーム(定員 10 名) 　ウイング(10) グループホーム(定員 40 名) 　中央ホーム(5)・スマイル(4) 　フレンド(6)・そら(8)・シーサイド(4) 　サンクス(8)・パル(5)
	社会福祉法人　ふくろう会	※老人福祉（介護保険） 居宅介護、老人デイ、特養・ケアハウス
新ひだか町	ＮＰＯ法人　こみっと	(道指定・委託～一般相談支援) (新冠・日高・新ひだか委託～特定相談支援)
伊達市	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団(すてーじ)	(道委託～日胆振地区の就業・生活支援)
浦河町	日高振興局保健環境部 保健福祉室（浦河保健所）	(精神障がい者への退院に向けた支援)

(3)　障がい者関連団体の概況

所在地	法　人　名	摘　　要（主な活動）
新冠町	新冠町身体障害者福祉協会	身体障がい者の社会復帰の促進 身体障がい者の援護の拡充及び推進 身体障がい者の地域活動の推進 身体障がい者のスポーツの振興 身体障がい者の更生相談
	新冠町手をつなぐ育成会	心身障がい者（児）の教育と家庭福祉の増進 心身障がい者（児）を持つ保護者相互の親睦 会員のための福利厚生事業

(4)　障がい児等関連施設

所在地	名　　称	摘　　要
新冠町	新冠町子ども発達支援センター （広域実施：新冠町、日高町）	社会福祉法人新冠ほくと園
新ひだか町	児童デイ　ほっぷ しずない心の杜（もり） 子ども発達専門支援事業	社会福祉法人　静内ペテカリ

(5)　医療機関（病院）の概況

所在地	名　　称	摘　　要
新冠町	新冠町立国民健康保険診療所	
札幌市	北海道立 子ども総合医療・療育センター	コドモックル 子ども発達専門支援事業（北海道支援）

(6)　ボランティア団体の概況

名　　称	主　な　活　動	摘　　要
ボランティアあゆみ	高齢者、障がい者への福祉的ボランティア	新冠町地域活動支援センターのリサイクル作業に協力 ふれあいフェスティバル協力

第３章　障がい者施策の考え方

１．将来フレーム

ここでは、障がい者施策を今後展開していく上での前提条件として、町における将来の人口及び障がい者数を推計します。

(1)　将来人口

本町の人口は、減少傾向で推移しており、平成 23 年現在の人口は 5,837 人（高齢化率 27.5%）となっています。

将来人口の推計は、平成 22 年 3 月に作成した「第 5 次新冠町総合計画」の平成 31 年度人口を基準として、平成 24 年度から比例按分しています。

これにより、平成 26 年度には 5,711 人(高齢化率 29.0%)、さらに平成 29 年度には 5,584 人(高齢化率 30.7%)にまで減少することと見込んでいます。

将来人口

	現況						推計							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
総人口	6,022	5,949	5,901	5,862	5,828	5,837	5,795	5,753	5,711	5,668	5,626	5,584	5,542	5,500
年少人口（0-14）	782	749	758	754	738	741	730	718	707	695	684	673	661	650
生産年齢人口（15-64）	3,698	3,648	3,576	3,546	3,498	3,493	3,444	3,395	3,346	3,296	3,247	3,198	3,149	3,100
高齢者人口（65-）	1,542	1,552	1,567	1,562	1,592	1,603	1,621	1,640	1,658	1,677	1,695	1,713	1,732	1,750
高齢化率	25.6%	26.1%	26.6%	26.6%	27.3%	27.5%	28.0%	28.5%	29.0%	29.6%	30.1%	30.7%	31.3%	31.8%

※1　推計値は第5次新冠町総合計画における31年度想定数値を基準とし、24年度以降を比例按分
※2　22年度までは年度末数値
※3　23年度は9月末数値

人口の推移

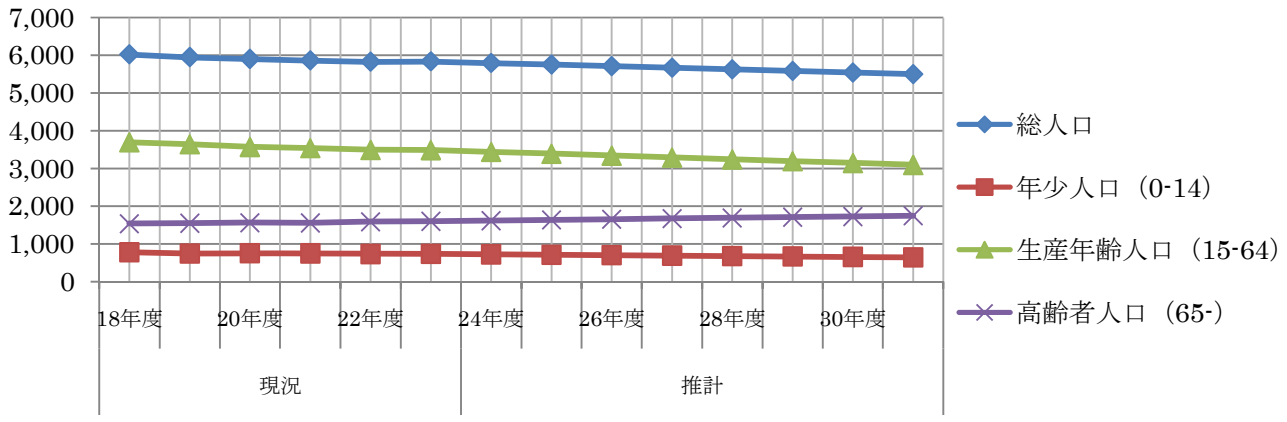

(2)　将来障がい者数

将来の障がい者数について、平成 23 年 9 月末現在の障がい種別・年齢別障害者データに基づく出現率により推計してみると、現在の 512 人から平成 26 年には 514 人に、平成 29 年度には 515 人に若干の増加が見込まれます。

人口推計は減少傾向でありますが、高齢期の身体障がい者出現率が高いため、総人口は減少し障がい者総数は増加する見込みと推計しています。

※障がい者数の予測結果について

◇障がい種別でみると、高齢者を主体とする身体障がい者は総人口減少化においても、今後増加が見込まれます。

◇知的及び精神障がい者は、身体障がい者に比べ比較的若い世代を主体としているため、出現率による予測としては一定の減少を見込んでいます。

◇しかし、ノーマライゼーション等の福祉意識の向上を図ることで、療育手帳や精神障害者福祉手帳を所持することの偏見などが解消され、把握可能なデータとして増加していくことは十分に考えられます。

将来の障がい者数推移

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者
総人口	5,837	512	5,795	512	5,753	513	5,711	514	5,668	515	5,626	515	5,584	515
年少人口(0-14)	741	8	730	8	718	8	707	8	695	8	684	7	673	7
生産年齢人口(15-64)	3,493	198	3,444	195	3,395	192	3,346	190	3,296	187	3,247	184	3,198	181
高齢者人口(65-)	1,603	306	1,621	309	1,640	313	1,658	316	1,677	320	1,695	324	1,713	327

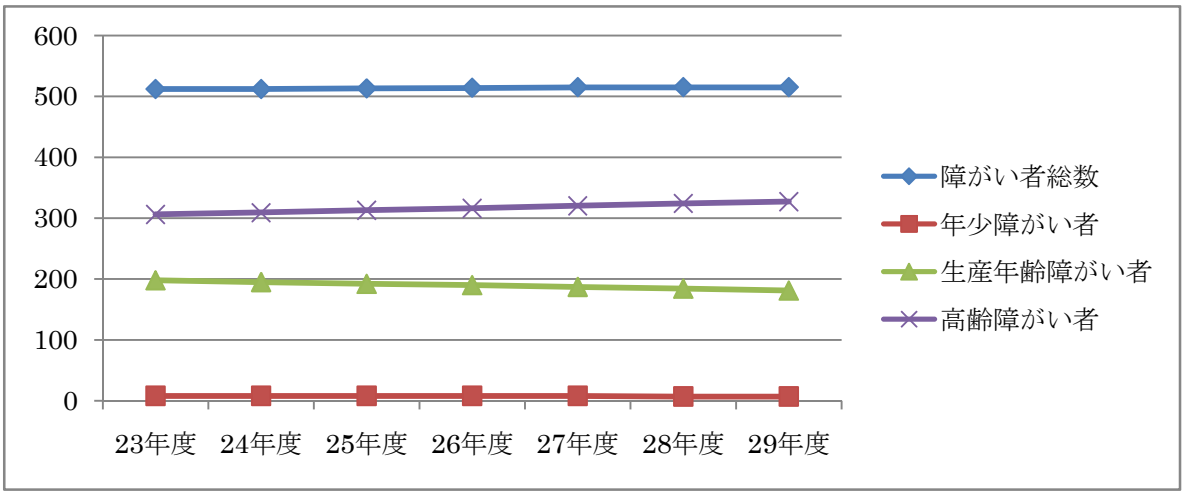

障害種別毎の推移

	現況	推計					
	23 年 9 月末	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
身体	385	387	389	391	393	395	397
知的	80	79	79	78	77	76	75
精神	47	46	45	45	45	44	43
合計	512	512	513	514	515	515	515

※推計方法

推計年度の障がい者数合計は、現況の年齢層ごとに各手帳所持者数割合をそれぞれ算出し、推計年度の年齢層人口をそれぞれ乗じて合計しています

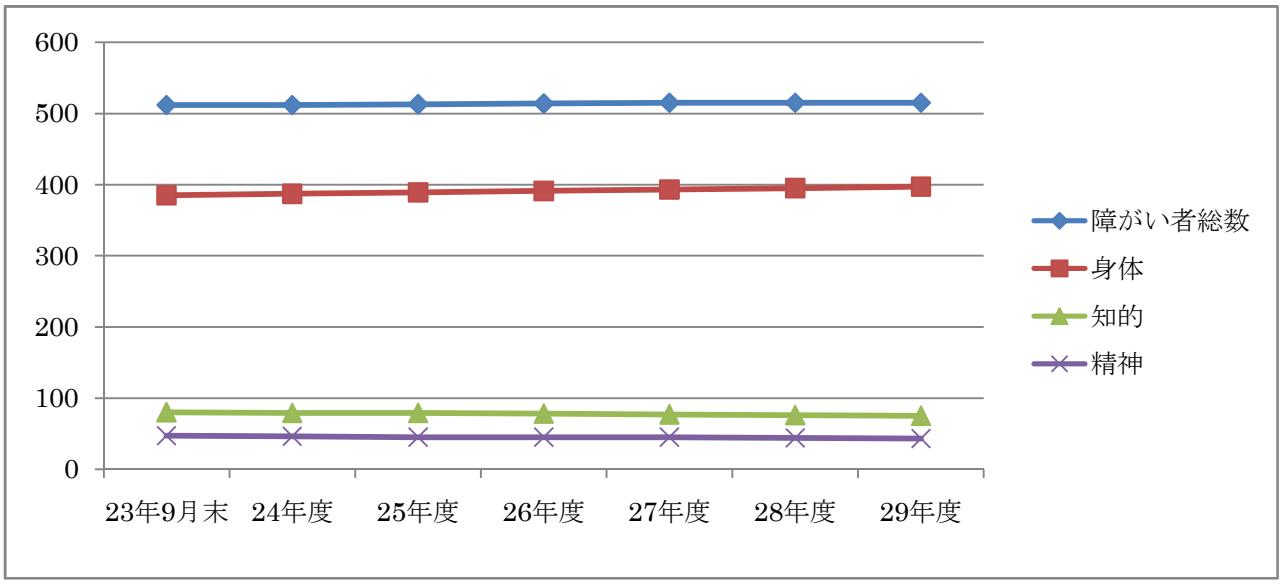

２．障がい者施策のビジョン

(1)　基本理念

障がいのある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたってともに活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方、また、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方を基本としつつ、これに加えて、障がいの有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。

(2)　将来ビジョン

基本理念を踏まえ、本町では次のような障がい者施策の将来ビジョンを掲げます。

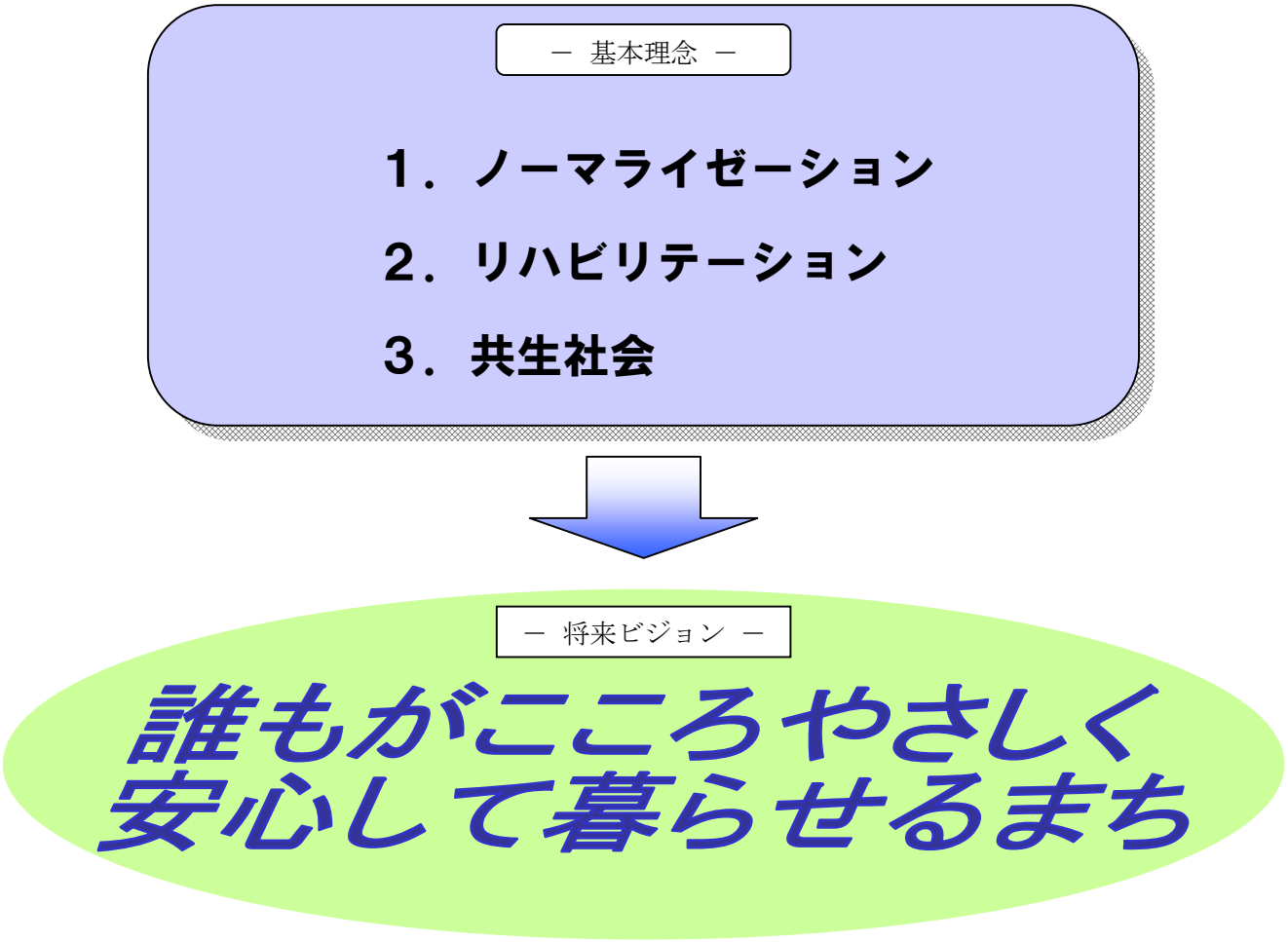

３．基本的方針

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本的方針に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

障がい者の主体性・自立性の確立

障がい者自身が主体性・自立性をもって、社会活動へ積極的に参加できるように、また、一人ひとりの能力と意思が生かされるよう、障がい者自身の選択の幅を広げるなど障がい者本人の立場に立った障がい者の主体性・自立性を尊重する町をめざします。

障がい者・介護者の高齢化への対応

高齢化がますます進行する中で、障がい者自身の高齢化だけではなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻化してきています。

こうした障がい者・介護者の高齢化への対応という視点から、高齢者福祉施策等と連携した支援を推進していきます。

協働によるすべての人のためのまちづくり

これからの地域社会においては、それを構成するすべての住民が互いに協力し支え合うことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。

こうした視点から、住民と行政との協働により、地域に住むすべての人（障害のある人もない人も）が住みやすく、暮らしやすい社会を築いていくことが重要です。

そのために、すべての住民が障がい特性・障がい者を理解し、地域福祉等に主体的に取り組むことができるような、協働のまちづくりを推進します。

障がい者にやさしいまちづくり

障がい者が住みよい町をつくることは、すべての人にも住みよい町をつくることにつながります。そのために、障がい者を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、障がい者が、例えば気まずい思いをすることなく自由に社会活動に参加できるような、バリアフリーのまちづくりを推進し、障がい者にやさしい町を目指します。

４．ビジョン実現に向けた施策・サービス体系

「誰もがこころやさしく安心して暮らせるまち」という本計画のビジョンを実現するために、次のような施策・サービスの展開を図っていきます。

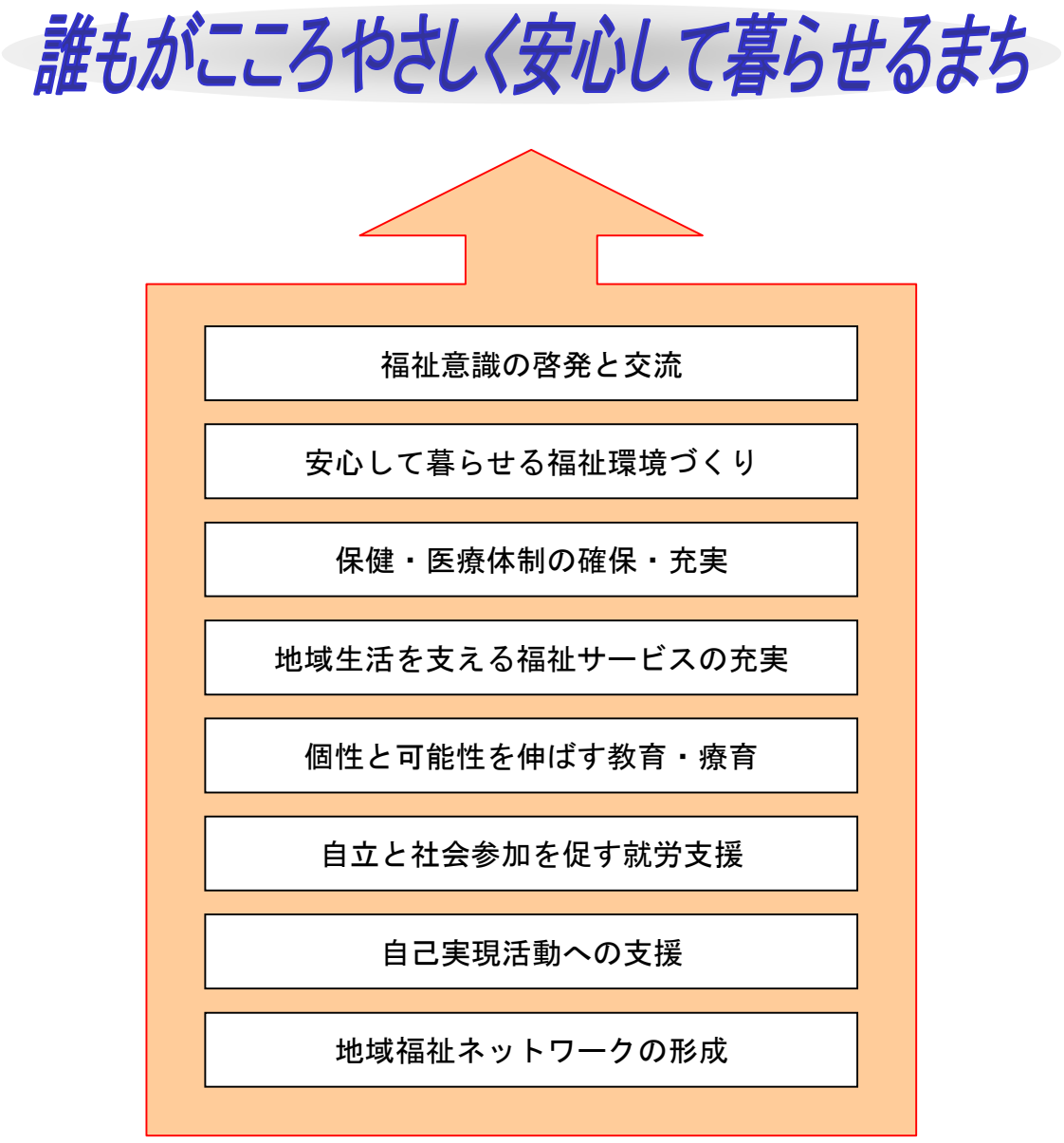

第２編　障害者基本計画

第１章　福祉意識の啓発と交流

施策展開の考え方

本町では、広報・啓発活動、交流活動等の促進を通じてノーマライゼーションの普及啓発と障がい者に対する理解の促進に努めてきましたが、これからの福祉には地域全体で支え合うことがますます重要になってきています。

そのためには、住民の障がい者福祉への関心と理解を一層深め、知識不足、偏見、経験不足などが原因で対等に人格を尊重してつき合えない、障がいのある人とない人との間の「心の壁」を取り除く「心のバリアフリー」が大切であることから、今後も広報啓発活動を充実させていくことが必要です。

また、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、交流できる機会や場を拡充するとともに、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりが求められています。

施　策　の　展　開

（１）精神保健普及啓発事業

精神保健福祉に関する知識の普及啓発と精神障がい者の円滑な社会復帰に努めます。

□　北海道精神保健協会助成事業
□　日高地方精神保健協会助成事業

（２）ノーマライゼーション推進事業

障がいの有無にかかわらず、地域で生き生きと普通の生活を営むことができるようノーマライゼーションの普及・啓発を推進します。

（３）広報事業

ノーマライゼーションの普及・啓発による心のバリアフリー化や各種障害福祉サービスの内容、ふれあい広場など町内外で開催される行事について、町広報紙等を活用し情報の提供に努めます。

□　広報紙及び会議等を活用した普及啓発
□　障がい者福祉制度パンフレットの作成（障がい者福祉マップ）

第２章　安心して暮らせる福祉環境づくり

施策展開の考え方

公共施設等については、障がい者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消等を進めていますが、障がい者が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法でバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、障がい者や介護者が高齢化していく中、災害時における障がい者の安全を確保するための防災体制の確立が求められています。

障がい者の権利擁護については、制度的には地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの進展がみられますが、こうした制度に関する障がい者への周知・利用の状況はまだ十分ではありません。障がい者の自立に向け、今後はさらに権利擁護等に関する普及・充実に努めることが求められています。

施　策　の　展　開

（１）居住環境整備事業

住宅の段差解消や、手摺の取り付けなどの住宅改修費を助成し、障がい者（児）が自宅で安全かつ快適に生活できるよう努めます。

□　日常生活用具給付等事業
□　新冠町社会福祉振興補助金（住宅改修費等事業）
□　住環境整備に関わる相談、援助の実施

（２）公共施設のバリアフリー化

新築や改築計画のある公共施設は、国・道の基準に基づき、障がい者に配慮した整備促進に努めます。

□　各種公共施設（学校、集会施設等を含む）のバリアフリー化の推進

（３）公営住宅のバリアフリー化

地域で安心して居住するため公営住宅の段差解消等のバリアフリー化に努めます。

□　公営住宅改築（節婦ふれあいタウン、ゆとりの団地、グリーン団地、東栄団地等）にあわせて、段差解消等のバリアフリー化に対応
□　今後の公営住宅改築事業においても順次バリアフリー化を推進します。

（４）災害時非難の支援

災害発生時に自ら避難することが困難な方が、円滑に避難できるよう、地域自治会等関係団体と連携するとともに、新冠町地域防災計画策定担当課と連携を密にして検討します。

（５）障がい者の更生援護・権利擁護

障がいのある方が安心して地域で暮らしていくための、生活のあらゆる局面で想定される援護や虐待、権利侵害等を擁護する体制づくりに努めます。

- □　身体障害者相談員、知的障害者相談員の設置
- □　居宅サービス、施設サービス利用者の相談窓口
- □　サービス提供者の研修

第３章　保健・医療体制の確保・充実

施策展開の考え方

障がいの発生予防と早期発見、早期治療は、障がい者福祉を推進するうえで重要な課題です。障がいの軽減を図るためには、乳幼児期において障がいを早期に発見し、早期対応等に努めるとともに、生まれてから高齢期に至るまでの一貫した医療サービスを受けることのできる体制を確立していくことが必要です。

精神保健については、「精神病院や社会復帰施設から地域社会へ」という新たな流れを形成するための精神保健対策の充実が求められています。

施　策　の　展　開

（１）障がいの予防事業

障がいの予防と早期発見・早期治療に努めます。

- □　母子保健事業
- □　乳幼児健診事業
- □　生活習慣病予防事業
- □　健康教育・健康相談事業

（２）医療費助成事業

障がい者（児）が必要な医療を安定的に受けることにより、障がいの軽減や重症化の予防に努めます。

- □　自立支援医療（更生医療）給付事業
- □　重度心身障害者医療費助成事業
- □　訪問看護ステーション利用者交通費助成事業

（３）通院体制の確立

障がい者（児）が安心して通院できる環境を整備します。

□　健康推進バスの運行
□　重度心身障害者等福祉ハイヤー利用料金助成事業
□　移送サービス事業

（４）難病対策事業

難病患者の社会的自立活動を推進するため、難病関連団体と連携し、医療・福祉及び生活全般について療養指導に努めます。

□　北海道難病連事業費助成事業

（５）心身の健康増進事業

障がい者等が心身の健康保持及び向上、社会参加の促進を図るため、町内の新冠温泉利用券の交付や家族風呂半額助成券を交付します。

□　寿入浴事業

第４章　地域生活を支える福祉サービスの充実

施策展開の考え方

障がい者に関する福祉問題は複雑多様化しているのが現状であり、障がい者が地域の中でいきいきと暮していくためには、多様なニーズに対する相談やサービスの充足に加え、「障がいのある者にとって暮らしやすい地域づくり」を進めることが大切です。

障がい者をめぐる制度は転換期を迎えており、障害者自立支援法や発達障害者支援法の成立、介護保険制度改正などに対応した、障がいのある者にとって相談しやすい窓口を再構築するとともに、障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援していくことが望まれています。

こうした制度改革の流れの中で、障がい者施策は「施設から地域へ」と大きく変化しています。

これまでも、こうした在宅生活を支える基盤の整備に努めてきましたが、障がい者の地域生活を支えるサービスニーズを踏まえつつ、今後は一層の拡充を図っていくことが必要です。

施　策　の　展　開

［障害者自立支援法に基づくサービス］

障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービスや地域生活支援事業として対応していきます。（⇒「第３編　障害福祉計画」を参照）

障害者自立支援法に基づくサービス

指定障害福祉サービス等

◇居住系サービス
◇日中活動系サービス
◇訪問系サービス
◇自立支援医療
◇補装具

地域生活支援事業

◇相談支援事業
◇コミュニケーション支援
◇日常生活用具給付事業
◇移動支援事業
◇成年後見制度利用支援事業
◇地域活動支援センター事業
◇その他の事業

第５章　個性と可能性を伸ばす教育・療育

施策展開の考え方

教育を受けることは、すべての児童にとっての権利であり、本人の主体性や自主性を尊重する必要があります。そのため、専門機関との連携を図りながら「特別支援教育」の考え方のもと、障がいの種別や程度に応じたきめ細かな指導を行える体制を充実させる必要があります。また、学童保育における障がい児の受け入れや拠点づくりなど、放課後対策の充実を図ることも重要な課題となっています。

障がいの多様化などが進む中、障がいのある児童と障がいのない児童が同一の場で遊びや生活をともにできるような教育は、障がいのない児童の障がいのある児童に対する理解促進や障がいのある児童の心身の発達促進のためばかりではなく、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要となってくるものと考えられます。

さらに、義務教育のみならず、生涯学習の機会においても障がい者（児）が平等に教育や学習の機会を得ることができるよう、障がい者（児）の受け入れに対する理解を促進することが必要です。

施　策　の　展　開

（１）障がい児の保育

認定こども園等における心身に障がいのある児童の保育等についての検討並びに就学児童に対する学童保育の検討を進め、障がい児の成長発達や保護者の負担を考慮し心身ともに健やかに育成します。

□　日中一時支援事業
□　障がい児保育・学童保育の検討と推進

（２）障がい児療育事業

早期療育体制の整備を図り、新冠町子ども発達支援センターを中心に障がいの特性を踏まえた支援の充実に努めます。

□　新冠町子ども発達支援センター事業
□　児童発達支援等サービス利用料助成事業

（３）障がい児童・生徒教育事業

特別支援学級に在籍する児童生徒がいる家庭の経済的負担を軽減し、教育環境の向上を図ります。

□　特別支援教育就学奨励費

（４）特別支援教育事業

特別な支援を必要とする児童等の実態を把握し、その支援の在り方や体制を協議し教育的ニーズ対応した相談・支援体制を整備します。

□　新冠町特別支援教育連携協議会

（５）就学指導事業

健康上、必要な助言を行い、児童・生徒の適切な就学指導を行います。

□　就学指導委員会

（６）要保護児童対策事業

関係機関が連携して障がいや発達の遅れがある児童やその家庭に対する支援体制の構築を図ります

（７）青少年対策

児童・生徒の問題行動などを早期発見・早期対応するとともに、児童・生徒の様々な相談に応じます。

□　新冠町児童・生徒サポートチームの設置
□　青少年問題協議会の設置
□　いじめ、教育問題相談員の設置
□　児童虐待防止ネットワークの設置

（８）障がい者への生涯学習機会の提供

障がい者の個性と可能性を伸ばす手法として、社会教育事業への参加は大きな効果が予測されます。趣味を持つことや自らの可能性に挑戦するきっかけとなるよう教育委員会との連携による学習機会の創設に努めます。

第６章　自立と社会参加を促す就労支援

施策展開の考え方

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者がその能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。

しかし、雇用自体がまだまだ少ないのが現状であり、今後も、企業等に対する障がいのある人の雇用や、職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着を図るためのフォロー等を進めることへの働きかけや、障がいのある人の就業機会の拡大を図っていくことが重要です。

施　策　の　展　開

（１）地域活動支援センター事業

生産活動や社会参加機会の提供をとおして障がい者の就労意欲の向上等を目指します。

□　地域活動支援センター運営費助成事業

（２）就労支援に関するネットワーク化の推進

障がい者の就労に関し、地域の社会資源の発掘・活用を促進し、障がい者の就労環境の向上を図るため、関係機関、団体及び事業所のネットワーク化を推進します。

（３）胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すてーじ」との連携

一般就労を希望する障がい者に対し、北海道が相談支援事業者として委託する胆振管内伊達市の社会福祉法人北海道社会福祉事業団と連携し、就労に関する支援を推進します。

第７章　自己実現活動への支援

施策展開の考え方

学習・文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進に繋がり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすことになります。

町では、生涯学習情報紙「まなボード」の発行の他、町民スポーツセンター等におけるスポーツイベントの開催などにも取り組んでいますが、今後は障がい者のライフスタイルやニーズの多様化に対応した取り組みが求められています。

また、障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。そのため、障がいのある人が気軽に外出できるよう移動手段の確保に努めます。

施　策　の　展　開

（１）障がい者の生活や要望の把握

障がい者がどのような生活を送り、日々の生活や社会参加、各種活動に対するニーズの把握に努めます。

（２）障がい者の生きがい活動への支援

在宅の障がい者が、生涯学習事業や各種イベントに参加できる環境の整備に努めます。

- □　障がい者スポーツ大会の支援
- □　社会教育（体育）事業への参加の推進
- □　日常生活における移動手段向上の検討
- □　身体障がい者用自動車改造費助成事業
- □　点字図書給付事業

（３）障がい者団体等への支援

障がい者やその家族が相互に親睦や交流を深める各種障がい者団体に対し、その活動費を助成します。

更に、自分で運転することが困難な障がい者の乗車を支援する福祉車輌の購入（改造含む）費用について助成し、その同居する家族を含め支援することとします。

- □　新冠町身体障害者福祉協会補助金
- □　新冠町手をつなぐ親の会補助金
- □　新冠町社会福祉振興補助金（福祉車輌購入等助成事業）

第８章　地域福祉ネットワークの形成

施策展開の考え方

障がい者が住み慣れた地域でともに生活し活動していくためには、障がい者も含めた住民、事業所など、全ての人々がそれぞれの役割を分担し、ともに力を合わせていく必要があります。

こうした視点からも、町ではボランティア活動等への支援を行っていますが、住民活動やボランティア活動は、今後の地域福祉における大きな担い手として期待されているため、社会福祉協議会や関係施設等と連携しながらボランティアの養成、活動環境の整備、活動の支援を推進する必要があります。

住民との協働による地域福祉を実現するため、地域ぐるみで障がい者への支援を可能にするような地域ネットワークづくりが求められています。

施　策　の　展　開

（１）ボランティア育成事業

ボランティアの発掘や育成により地域による障がい者支援を促進します。

□　ボランティア養成講座の開催
□　ボランティアグループの支援

（２）災害時避難の支援

災害発生時に自ら避難することが困難な方が、地域の方々や関係機関の連携のもと、円滑に避難できるよう地域の理解と協力を促進します。

（３）関係機関との連携

障がい者が地域において自立した生活を送るため、関係機関との情報交換や連携に努めます。

第３編　障害福祉計画

第１章　障害福祉計画の基本方針

１　障害福祉計画の基本理念

本町は、第５次新冠町総合計画で定める将来像「笑顔あふれる“レ・コードなまち”にいかっぷ」を目指して総合的なまちづくりを推進しています。「レ・コードなまち」とは、「心の回復や再生、大切なものに帰る心」がコンセプトとなっていますが、この将来像は、障がい者を支援する精神に大きく結びつき、ノーマライゼーション理念に基づいて実践する福祉サービスの基本であるといえます。

レ・コードなまちで、障がいのある人が安心していきいきと輝きながら暮らし、町民同士の関わりの中で互いの輝きを高めあう共生のまちづくりを進めます。

障がいのある人も　安心して
輝きながら暮らせるまちづくり

２　障害福祉計画の基本目標

「障がいのある人が安心して輝きながら暮らせるまち」の実現に向け、次の基本目標を重点に取り組みを進めます。

①　自立した生活への支援

障がいのある人が、それぞれの能力に応じ、健やかに地域で自立して暮らせるよう、利用者本位の考えにたって生活支援サービスの量、質の充実を図ります。

②　自己実現への支援

障がいのある人が自己選択と自己決定により、それぞれの能力を発揮できるよう、教育・療育の充実、就労機会の拡大、社会活動への参加の促進など、自己実現への可能性を支援します。

③　地域福祉の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、ボランティア意識の醸成や助け合いの仕組みづくりを支援します。

④　障がい者への理解と支援の促進

障がいのあるないに関わらず、相互に個性を認め合い、尊重しあうとともに、あらゆる社会参加の機会が均等に与えられるよう、差別や偏見の解消、安心安全な生活環境の整備などあらゆるバリアーの解消に努めます。

３　障害者自立支援法によるサービス体系

「障害者自立支援法」に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。

「自立支援給付」は、これまでの支援費制度によるサービスなど障害者自立支援の中心となるサービスで、国の事業として国からは国庫負担金（義務的経費）が支出されます。

『自立支援給付』は「居住系サービス」「日中活動系サービス」「訪問系サービス」及び「補装具」から構成され、市町村が実施主体になり、「自立支援医療」は都道府県が実施主体になります。

『地域生活支援事業』は、都道府県や市町村の事業として国から国庫補助金（裁量的経費・統合補助金）が交付され、都道府県や市町村が任意に実施していく事業です。

障害者自立支援法のサービス体系

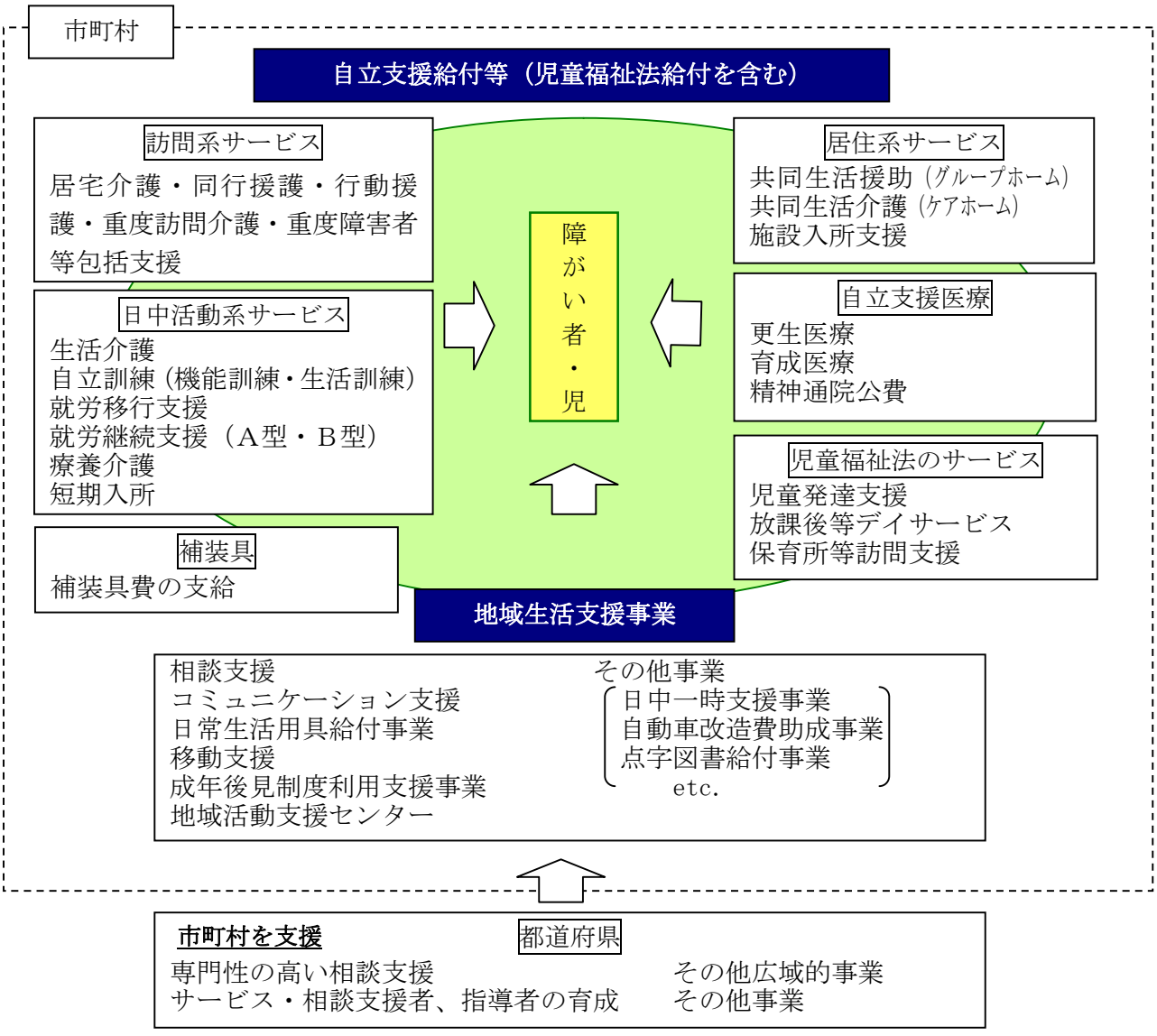

第２章　障がい者の自立に向けた基本目標

障がい者の自立を支援・推進する観点から、次のような具体的目標を設定します。

(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行

①　平成１７年度施設入所者の地域生活への移行

項　　目	数　値		備　　考
入所者数	22	人	※平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
【目　標　値】 地域生活移行者数	5	人	※上記のうち、平成 26 年度末における施設入所からｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ・ｹｱﾎｰﾑ等へ地域移行した入所者数（割合については地域生活移行者数を全入所者数で除したもの）
	22.7	%	

②　目標年度までの施設入所者の地域生活への移行

項　　目	数　値		備　　考
現在の全入所者数（A）	22	人	※平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度全入所者数（B）	19	人	※平成 26 年度末時点の施設入所者数を見込む
【目　標　値】 削減見込（A－B）	3	人	※差引減少見込み数 （割合は削減見込人数（A－B）を全入所者数（A）で除したもの）
	13.6	%	

(2)　福祉施設から一般就労への移行目標

項　　目	数　値		備　　考
一般就労移行者数	0	人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目　標　値】	1	人	平成26年度末までに福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3)　就労移行支援事業の利用者数

項　　目	数　値		備　　考
利用者数	58	人	平成26年度末の福祉施設利用者予定数
【目　標　値】	3	人	平成26年度末の利用数

(4)　就労継続支援Ａ型（雇用型）事業の利用者数

項　　目	数　値		備　　考
利用者数	32	人	平成26年度末の就労継続支援（Ａ・Ｂ）利用者数
【目　標　値】	1	人	平成26年度末の利用数

第３章　指定障害福祉サービス

１．指定障害福祉サービスの必要量と確保の方策

(1)　居住系サービス

◆サービス内容

事　業　名	内　　容
①　共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。
②　共同生活介護（ケアホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
③　施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	22年度実績	２４年度	２５年度	２６年度
①　共同生活援助（グループホーム） ②　共同生活介護（ケアホーム）	利用者数（人）	14	23	23	25
③　施設入所支援 ※22年度実績の（　）は旧法入所支援	利用者数（人）	7 (23)	19	19	19

◆整備見込み量

サービス名	単位	23年度定員	２４年度	２５年度	２６年度
共同生活援助 共同生活介護	定員数（人）	50	50	50	60

サービス量確保の方策

☐　共同生活援助（グループホーム）
☐　共同生活介護（ケアホーム）

施設から地域生活への移行に伴い、居住の場としてグループホームやケアホームの利用ニーズが増加することが想定されます。

このことから今後、利用者ニーズに応じたサービス必要量の確保に向け、施設・事業所・関係機関などと連携しサービス提供基盤の強化を図ります。

また、地域における共同生活の実現にあたっては、住民の協力や理解が得られるよう事業所・関係機関との連携しノーマライゼージョン理念の普及と就労環境整備や日中活動支援の強化を検討します。

□　施設入所支援

重度の障がい者は施設入所による支援が必要となりますが、障がい者の意思を第一に、介護者の状況を勘案し、サービス提供事業者の情報提供や町内法人施設の活用の中でサービス量の確保に努めます。

(2)　日中活動系サービス

◆サービス内容

事　業　名	内　　容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「Ａ型（雇用型）」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「Ｂ型（非雇用型）」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑥短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦児童発達支援 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ 保育所等訪問支援	児童の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

◆見込み量

サービス名		単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
①生活介護		利用量（人日/月）	201	462	462	462
		利用者数（人）	8	21	21	21
②自立訓練	機能訓練	利用量（人日/月）	0	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0	0
	生活訓練	利用量（人日/月）	0	44	44	44
		利用者数（人）	0	2	2	2
③就労移行支援		利用量（人日/月）	186	110	54	66
		利用者数（人）	7	5	4	3
④就労 継続支援	Ａ型	利用量（人日/月）	0	0	0	22
		利用者数（人）	0	0	0	1
	Ｂ型	利用量（人日/月）	201	594	651	682
		利用者数（人）	11	27	31	31

⑤療養介護	利用量（人日/月）	0	88	88	88
	利用者数（人）	0	4	4	4
⑥短期入所（ショートステイ）	利用量（人日/月）	1	2	2	2
	利用者数（人）	2	4	4	4
⑦児童発達支援 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ 保育所等訪問支援	利用量（人日/月）	68	152	152	152
	利用者数（人）	35	38	38	38

サービス量確保の方策

日中活動系のサービスは今まで以上に利用者の状況に応じた多様なサービス需要への対応が必要となります。

障がい者（児）の状況に応じた生活支援をはじめ、就労支援などの整備に努めるとともに児童の療育や、日中活動の場の確保など、事業者と連携を図りサービス提供体制の充実により必要量の確保を図ります。

(3) 訪問系サービス

◆サービス内容

事　業　名	内　　容
①　居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
②　同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
③　行動援護	知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
④　重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
⑤　重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

◆見込み量

サービス名	単位	22年度実績	２４年度	２５年度	２６年度
居宅介護・同行援護・行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援	利用時間数（時間/月）	58	54	52	52
	利用者数（人）	5	9	8	8

サービス量確保の方策

現在、居宅生活を送っている障がい者に加え、入院者や施設入所者の地域移行の促進により、障がい者の地域生活支援はますます必要になります。そのため、近隣町の広域的生活圏域レベルで指定事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

また、サービス提供にあたっては、障がい特性に応じた従事者の質の高い対応が必要となるので、事業所との連携によりホームヘルパー等の養成を図ります。

□　居宅介護（ホームヘルプ）

身体障がい者へのサービス内容充実に加え、障がいの区分ごと（身体・知的・精神）に対応できる人材の養成や育成を行うなど、事業所と連携して、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

□　同行援護

視覚障がい者の生きがい活動・社会参加を促進するための外出時等の支援のため、既存事業所ヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

□　行動援護

障がい者の地域移行による就労支援や生きがい活動・社会参加を促進するための外出時の支援のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

□　重度訪問介護

重度障がい者の介護ニーズ（入浴等）に着目したサービス提供体制整備のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るため、研修や実習の受講などの支援を行います。

□　重度障害者包括支援

町内における事業の実施に向け、医療機関等との連携を図るほか、必要なサービス提供は訪問看護・訪問診療などの活用により支援体制を講じます。

(4) 相談支援事業

◆サービス内容

事　業　名	内　　容
計画相談支援 （利用計画）	特に計画的なサービスの支援を必要とする者に「サービス利用計画」を作成し、サービスの連絡調整等を行います。
地域移行支援	施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活移行に向けた「サービス利用計画」を作成し、２４時間相談支援やサービスの連絡調整等を行います。
地域定着支援	単身や同居家族からの支援が受けられない障がい者、施設から地域生活に移行する障がい者の、常時の連絡体制確保及びその障がい特性に応じた緊急の訪問・対応の支援を行います

◆見込み量

サービス名	単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
計画相談支援（利用計画）	平均利用数 （人/月）	4	4	7	14
地域移行支援	平均利用数 （人/月）		1	1	1
地域定着支援	平均利用数 （人/月）		1	1	1

サービス量確保の方策

居宅生活を送っている障がい者（児）に加え、長期入院や施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、相談支援サービスの需要が高まります。

障がい者（児）の地域生活をきめ細やかに支援していくためには、個々の生活課題を踏まえた適切かつ総合的なケアマネジメントを行うことが重要です。

そのため、近隣町の広域的生活圏域レベルで、北海道が指定する相談支援事業所と連携して対応とサービス提供の評価をすることにより、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるようサービスの向上と充実に努めるとともに、町内での新規相談支援事業所の開設に向け関係法人と協議してサービス見込量の確保を図ります。

第４章　地域生活支援事業

１．地域生活支援事業の実施に関する考え方

本町に住む障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスを補完する事業として「新冠町地域生活支援事業」を実施します。

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービスとともに障がい者等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。

地域生活支援事業のサービス提供については、本年実施したアンケート調査を参考に、特に「制度周知の必要性」「日常生活での移動支援の要望」「生活不安に対する対応」に着目した総合相談支援体制の確立を重点とした事業展開を行うことで、迅速なニーズ把握と的確なマネジメントによるサービス提供を目指し、事業者と連携して、利用者のサービスの選択を可能にした上で必要なサービス量の確保に努めます。

【必須事業】

◆サービス内容

事　業　名	内　　容
相談支援事業	町内外の相談支援事業者と連携し、中立・公平性を確保した必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。（※計画相談支援を除きます）
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
移動支援事業（個別移動支援）	屋外での移動が困難な障がいのある人に社会参加等のための外出支援（ガイド等）を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【任意事業】

◆サービス内容

事　業　名	内　　容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所等において、見守りなどの一時預かりを行います。
住宅改修費給付事業	障がい特性に応じた手摺取付などの住宅改修費を助成します。
点字図書給付事業	視覚障がい者に図書の点字変換に要する費用を助成します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
移送サービス事業（車両移送支援）	重度の障がい者（児）の通院・通園に対し、福祉車両による送迎を行います。
重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業	移送サービスでの移動が困難な重度の障がい者（児）の通院・通園に対し、ハイヤーによる送迎を行い料金を助成します。

２．地域生活支援事業の必要量と確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供については、法定サービスを補完するサービスとして、きめ細かなマネージメントに心がけるとともに、利用者が必要に応じサービスの選択が可能となるよう相談支援体制の充実に加え制度周知の徹底に努め、事業者間の連絡調整・情報共有を図ります。

（１）必須事業

□　相談支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名		区分	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有
	身体障害者相談員	有無	有（道）	有	有	有
	知的障害者相談員	有無	有（道）	有	有	有

サービス量確保の方策

障がい者からの各種相談に応じて必要な情報の提供や助言、サービス利用に関するマネジメントを充実させるため、町職員の専門性を高めるとともに、２４時間体制による相談の対応や専門的・困難事例等に対応するため、外部相談支援事業者と連携し相談支援体制の機能充実を図り、訪問などによるニーズ把握に努めます。

また、「新冠町障害者自立支援協議会」を活用し、課題解決や関係機関のネットワークの構築を進めるとともに、障がいのある者が「人権侵害や犯罪被害等」に遭わないよう、北海道から権限を委譲される身体障害者相談員・知的障害者相談員について、平成２４年度から引き続き町においてそれぞれ委嘱することにより、相談支援事業や権利擁護事業の重層的な充実を図ります。

□　コミュニケーション支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名	単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
コミュニケーション 支援事業	利用量 (時間/年)	0	6	6	6

サービス量確保の方策

聴覚・言語・音声機能、その他の障がいのある人の意思疎通を図るため、専門機関に委託して手話通訳者の確保に努めます。

□　日常生活用具給付等事業

サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
介護訓練支援用具	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付等件数 (件/年)	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件/年)	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付等件数 (件/年)	108	101	101	101

サービス量確保の方策

障がいの特性や必要性を判断し、生活上必要な生活用具についての相談、助言により適切な給付に努めます。

住宅改修の必要性について訪問活動等により的確に把握するものとし、本人・家族との相談につなげることで、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

□　住宅改修費給付等事業

サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
住宅改修費給付事業	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1

サービス量確保の方策

日常生活に必要な住宅改修について訪問活動等により的確に把握するものとし、本人・家族との相談に対応し、適切な給付に努めるとともに、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

□　移動支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名	単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
移動支援事業	実利用者数(人)	3	4	4	4
	延べ利用時間数 (年)	66	96	96	96

サービス量確保の方策

屋外での移動が困難な障がい者に、社会参加や余暇活動参加促進のための外出の支援を推進するため、買い物同行ガイドや通院対応等の事業を中心に、障がい者の移動を支援します。

また、町内でのサービス提供に向け、関係法人と協議検討していきます。

□　地域活動支援センター運営事業

サービス必要量の見込み

サービス名	単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
新冠町地域活動 支援センター事業 （基礎的事業）	実施箇所数	1	1	1	1
	利用数(人/月)	1	10	10	10

サービス量確保の方策

障がい者の社会交流や創作・生産活動の場として、新冠町地域活動支援センターの運営を支援するとともに、委託事業所やボランティアグループと連携して魅力ある活動を提供し、利用者とサービス見込量の確保に努めます。

□　成年後見制度利用支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名	区分	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
成年後見制度利用支援事業	有無	―			有

サービス量確保の方策

平成２４年度から、地域生活支援事業の必須項目とされる本事業について、平成２６年度の事業実施を目標として、町内での後見人等の養成やその報酬等を含め、実施について関係機関と協議検討していきます。

（２）　任意事業

サービス必要量の実績

サービス名	単位	22年度 実績	２４年度	２５年度	２６年度
日中一時支援事業	利用者数 （人/月）	4	7	7	7
点字図書給付事業	件/年	0	1	1	1
身体障害者用自動車改造費助成事業	件/年	0	1	1	1
移送サービス事業	件/年	1,327	1,300	1,300	1,300

サービス量確保の方策

□　日中一時支援事業

居宅生活を送る障がい者(児)世帯の状況を把握し、きめ細かなケアマネジメントにより、介護者の一時的休息や利用者の日中活動機会の支援を行います。

町内でのサービス提供事業所の開設に向け、町内法人と協議検討し、サービス量の確保に努めます。

□　点字図書給付事業

視覚障がい者(児)への一般図書の紹介を行うなどの支援を行い、必要なサービス量を確保します。

□　身体障害者用自動車改造費助成事業

障がい者の自立生活支援と社会参加、就労支援には、自動車改造による移動手段の確保は必要であるため、対象者への制度の周知徹底を図ります。

□　移送サービス事業

新冠町社会福祉協議会と連携により障がい者の移動手段を確保することで、通院、療育など利用しやすい環境を整備し、マネジメント時にサービスの利用を促すことでサービス量の確保に努めます。

資　料　編

平成２３年度実施　第３期障害福祉計画策定用

アンケート実施結果

実施期間　平成２３年１０月１日～平成２３年１０月３１日

新冠町保健福祉課保健福祉グループ

平成２３年度障がい者アンケート調査集計資料

１．調査の目的

障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）に基づき、市町村は障害福祉計画を定めることを義務づけられており、障がいのある人の生活実態や支援施策に関する意見、要望等を反映し、より実効性のある障害福祉計画を定めるために行うことを目的とするものである。

２．アンケート回収結果

・対象者　町内在住、町外施設等利用者で障害手帳所持者の６５歳未満　１７２人
・調査方法　郵送配布・郵送回収（町関係機関に回収ボックスも設置）
・回答率　　５６．９％　（回答者９８人）
・回答者区分　身体障害者手帳所持者　５３人
　　療育手帳所持者　　４９人
　　精神保健福祉手帳　　０人
　　合計　　１０２人
※重複障がい者を含むため回答者と回答区分の合計に差異が生じます。

３．アンケート結果について

（１）日常生活について

悩み・不安の相談先として家族以外では、福祉事業所や役場が多くなっており、信頼できる相談者に気軽にいつでも相談にのってもらいたいとの要望が多くありました。

それぞれの障がいによって不安に思うことに違いも見られることから、障がいに応じて適切に相談に応じられる体制整備が必要です。

将来の暮らし方において、グループホーム・ケアホームを希望する者が 17 名おりますが、施設から在宅への移行が促進されている中、今後も利用者が増加することが予想されるため、居住を支援するサービス基盤の整備が必要となります。

（２）福祉サービスについて

利用したいサービスで最も多かったのが就労移行支援事業でした。現在就労移行支援を利用する者が 7 名いますが、雇用環境が不安定な状況や障がい程度の問題もあり一般就労に結びつく者はほとんど居ない状況です。支給決定にあたっては本人の利用意向聴取に基づき、作業能力の適切な評価を行い効果的な作業プログラムが提供されるよう事業所と連携し支給決定していきます。

次に希望が多かった相談支援（サービス利用計画）については、Ｈ２４年度より段階的に障害福祉サービスを利用する場合に相談支援を受けることが義務付けられます。

これにより、個々のケースの相談にきめ細かく対応する仕組みができ、利用者の処遇向上が期待されることから、今後の相談支援体制について関係機関と協議し体制構築に努めます。

平成２３年１１月より身近な地域で適切な療育が受けられように新冠町子ども発達支援センターが開設しました。町内より２７名の児童が通っていますが、障がい児への早期支援の観点からも、気になる段階からの積極的な対応が求められており、今後も利用の増加が見込まれます。

（３）仕事について

就労者が未就労者をやや上回っていますが就労形態は福祉的就労が最も多い状況です。未就労者の内、約半数は就労を希望していますが障がいが要因となり就労に至っていない者が多数を占めています。

仕事への不満、及び要望に対しては賃金アップを望むものが最も多く、他に障がいへの理解を求める声も多くありました。

地域生活の継続のためには安定した収入が必要となりますが収入源の内、年金及び賃金収入が各５割を占めており、所得保障と就労支援の重要さが分かる結果となっています。

就労についての相談体制の充実やハローワークの活用、就労先の開拓・就労形態の工夫など就労支援事業所と連携し対応していきます。

（４）地域社会について

社会活動への参加状況はほとんどの項目で不参加が参加を大きく上回っており、今後参加したいと希望する者もごく少数でした。その要因としては地域の理解や協力不足、及び参加しやすい配慮等が挙げられています。

暮らしやすい地域社会にするために必要なものとして、相談体制の充実、行政からの福祉情報の提供、サービス利用の手続きの簡素化等が挙げられています。

地域住民への障害の正しい知識の普及を始め、サービス情報について広報、町政事務委託文書、町ホームページ等において広く周知するとともに、障がい者福祉マップの内容充実を図っていきます。

（５）保育・教育について

今後の進路については福祉的なものも含め就労を希望している者が大多数でした。

教育機関に望むこととしては先生の理解と能力に応じた指導、まわりの子の理解や就学・進路相談、個別相談体制の充実が挙げられています。

このことから障害の状態にあった指導と進路相談により、子供達が成長し、自立して生活して暮らしていくことができる教育環境が望まれています。

（６）介助の状況について

介助にあたっている者は父母が多く、現在の介助者以外に介助を頼む場合でも他の家族、親戚を頼ると回答した者が福祉サービスを利用すると回答した者を上回っています。

介助者の年齢では４０歳～５０歳代の女性が多く、健康状態では疲れぎみ、病気がちな者が３６％を占めています。

障がいの等級が上がるにつれ、家族による介護が必要となっており、重い障がいのある家族は介護負担も大きいと考えられることから、介護負担を軽減するサービスを充実することが求められます。

また、家族と同居し生活が自立している方でも、今後障がいが重度化しないよう適切にサービスを利用していくことが必要です。

障がいのある方の多くは地域で暮らすことを望んでいます。
施設を退所して一人暮らしや地域で家族とともに暮らす生活を望む方々の希望が実現できるよう、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

アンケート調査結果集計表

1　性別・年齢・身体の状況について

問1　性別		
性別		
1.男	2.女	合計
58	40	98

・男性が多く約60%、女性が約40%となっている。

	問2　障がい者年齢					
	年齢					
	1．0歳～未就学	2．就学～17歳	3．18歳～19歳	4．20歳～39歳	5．40歳～64歳	合計
男性	1	3	1	15	37	57
女性	0	2	0	11	27	40

・年齢別では男女ともに40歳～64歳が最も多く全体の66%を占めている。

	問3　障がい種別			
	身体	知的	精神	その他
男性	30	29	0	0
女性	23	20	0	0

・障がい種別では「身体（52%）」、「知的（48%）」となっている。

	問4（1）							
	障害部分							
	1．視覚	2．聴覚	3．平衡機能	4．音声・言語	5．そしゃく機能	6．上肢	7．下肢	8．体幹
男性	3	1	0	1	0	6	16	1
女性	1	3	0	1	0	4	9	0
	9．運動機能	10.心肺	11.じん臓	12.肝臓	13.呼吸器	14.ぼうこう、直腸、小腸	15.免疫機能	
男性	3	2	3	1	0	1	0	
女性	2	4	2	0	2	0	0	

・肢体不自由（上・下肢）が最も多く半数を占めている。

	問4（2）					
	障害等級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
男性	11	4	4	7	2	2
女性	6	2	3	5	2	4

・1級が最も多く約30%、次いで4級が20%を占めている。

	問5	
	療育手帳等級	
	A	B
男性	15	15
女性	8	11

・A判定23名、B判定26名とB判定者が若干多くなっている。

	問6		
	精神手帳等級		
	1級	2級	3級
男性	0	0	0
女性	0	0	0

2　日常生活について

	問7　現在の住まい								
	1. 持ち家	2. アパートなど民間の借家	3. 公営住宅	4. 社宅・寮	5. 間借り・住み込み	6. 障がい者施設	7. 介護保険施設	8. 病院（入院）	9. グループホーム・ケアホーム
身体	36	1	2	3	1	3	0	2	2
知的	12	3	1	3	0	12	0	1	15
精神									

	10.その他	合計
身体	1	51
知的	0	47
精神		

・身体の90%は持ち家に居住。知的の56%は障がい者施設・ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ・ｹｱﾎｰﾑに入居している。

	問8　家族構成					
	1. ひとり暮らし	2. 夫婦のみ	3. 親や兄弟姉妹と一緒	4. 三世代同居（親と子ども夫婦、孫	5. その他	合計
身体	15	7	18	4	4	48
知的	28	0	12	5	1	46
精神						

・ひとり暮らしが約半数となっている。

	問9 「悩みごと」「緊急連絡等」の相談先								
	1. 役場	2. 社協	3. 施設・事業所	4. 病院	5. 保育所（園）・学校	6. 保健所	7. こみっと	8. 家族・親戚	9. 知人・友人
身体	10	2	6	8	0	0	1	35	12
知的	4	1	21	6	3	0	2	19	5
精神									

	10.障がい者相談員等	11.民生委員等	12.その他	13.いない	14.相談すること特にない
身体	2	1	0	1	6
知的	5	0	1	1	3
精神					

・相談先は、「家族・親戚（35%）」が最も多く、次に「施設・事業所（17%）」、「友人・知人（11%）となっており、本人の　生活に近い存在が相談相手になっていることが伺える。

	問10　あなたは現在、悩みごとや不安に思っていることがありますか。								
	1. 健康に自信がない	2. 障がいのこと	3. 必要なサービスが受けられるか	4. 生活費等、充分な収入	5. 金銭管理	6. 働く場所、職場の人間関係	7. 将来の住まい	8. 介助・援護者	9. 隣人等人づきあい
身体	18	17	4	11	3	7	4	4	3
知的	7	5	5	4	8	1	7	0	5
精神									

	10.相談できる人がいない	11.その他	12.不安はない
身体	2	0	15
知的	2	2	11
精神			

・「健康の悩み（17%）」、次いで「障がいのこと（16%）」、「生活費等収入（10%）」となっているが、「不安がない（18%）」が最も多かった。

	問11　相談しやすい状況にするには、どのようなことが必要だと思いますか。								
	1. 曜日や時間に関係なく、いつでも	2. 信頼できる相談者	3. 障がいに応じた専門的な相談	4. 身近な場所で相談できる窓口	5. ネットやメールで相談	6. 電話（ファックス含む）で相談	7. ちょっとしたことでも相談に応じる	8. その他	9. 特にない
身体	15	26	12	10	5	6	17	2	3
知的	16	12	7	5	0	4	13	0	7
精神									

・「信頼できる相談者を望む（24%）」が最も多く、次いで「いつでも相談に応じる体制（19%）」、「ちょっとした相談にでも応じる体制（19%）」となっており、信頼できる相談者へいつでも気軽に相談出来る体制が望まれている。

	問12　将来の暮らし方								
	1. 家族と一緒に暮らしたい	2. 結婚して家庭をつくって暮らしたい	3. 気の合う知人や友人と一緒に暮らしたい	4. 障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい	5. グループホーム、ケアホームなどで暮らしたい	6. 一人で暮らしたい	7. いまのままでよい	8. その他	合計
身体	13	3	1	4	6	5	22	0	54
知的	10	3	3	1	11	7	8	0	43
精神									

・「現状維持を望む者（32%）」が最も多く、次いで「家族と一緒（22%）」、「ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ・ケアﾎｰﾑ（16%）」、「1人暮らし（14%）」の順となっている。施設希望は5%であることから、家庭的雰囲気に近いｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ・ケアホームの人気が高くなっている。

	問13　外出の日数				
	1. ほとんど毎日	2. 月に数回くらい	3. 年に数回くらい	4. 外出しない・外出できない	合計
身体	26	20	2	4	52
知的	28	10	4	4	46
精神					

・「ほとんど毎日外出する（55%）」、「月の数回外出する（32%）」であるが、外出しない・年に数回のみを合わせると14%の者がほとんど外出していない状況である。

	問14（1） 外出の目的							
	1. 通勤・通学	2. サービス事業への通所	3. 通院	4. 親戚や友人宅への訪問	5. 趣味・サークル活動等	6. 買い物	7. 各種手続き	8. その他
身体	12	2	26	4	5	17	4	1
知的	21	7	10	2	5	22	0	0
精神								

・「買い物」、「通院」、「通勤・通学」の割合がほぼ同じであり合わせると全体の80%を占めている。

	問14（2） （2）外出の方法			
	1. 自分で外出する	2. 家族・知人と外出	3. サービスを利用しての外出（移動支援等）	合計
身体	30	13	5	48
知的	19	11	11	41
精神				

・「自分で外出する者（55%）」であるが、なんらかの支援を受けて外出する者も45%と約半数を占めている。

	問15　あなたが外出できない理由、または外出するときに困ることは何ですか。								
	1. 配慮した公共交通機関が少ない	2. 障がい者用駐車場が無い、少ない	3. 道路や歩道がとおりにくい	4. 身体障がい者用のトイレが少ない	5. 建物内の設備が利用しにくい	6. 緊急時の対処法がわからない	7. 外出するためには、お金がかかる	8. 利用を断る施設がある	9. 周囲の人の理解がない
身体	3	3	3	4	5	0	7	0	2
知的	5	0	2	2	2	4	4	0	3
精神									

	10.人の目が気になる	11.介助者がいない、または不足	12.外出する気力がない	13.騒音が苦手	14.その他	15.特に困ることはない
身体	7	4	1	1	0	15
知的	7	4	2	3	0	10
精神						

・「人の目が気になる(15%)」が最も多く、次に「お金がかかる(12%)」、「介助者がいない(9%)」の順となっている。
・選択肢1～5にある公共施設等のハード面の問題が27%を占めており、社会資本の整備の遅れが指摘されている。

3 福祉サービスについて

	問16　あなたは、現在次のサービスを利用していますか、または今後利用したいかおたずねします。								
	(1)居宅介護			(2)重度訪問介護			(3)行動援護		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	3	18	5	0	20	2	1	18	4
知的	4	9	2	0	10	1	1	7	3
精神									
	(4)重度障害者等包括支援			(5)児童デイサービス			(6)短期入所		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	0	20	0	1	18	0	1	17	3
知的	0	10	1	3	7	1	3	7	3
精神									
	(7)同行援護			(8)療養介護			(9)生活介護		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	0	19	2	0	12	0	1	13	2
知的	0	9	2	0	8	2	1	7	2
精神									
	(10)機能訓練			(11)生活訓練			(12)就労移行支援		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	1	11	3	1	11	2	1	9	5
知的	1	7	1	3	5	5	2	4	6
精神									
	(13)就労継続支援			(14)施設入所			(15)ケアホーム		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	0	9	5	3	9	4	0	10	2
知的	4	8	2	12	4	4	2	8	4
精神									
	(16)グループホーム			(17)相談支援			(18)コミュニケーション支援		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	1	11	2	2	8	6	1	14	0
知的	5	8	4	3	5	4	0	8	1
精神									
	(19)日常生活用具給付等			(20)移動支援			(21)地域活動支援センター		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	1	9	6	0	11	5	0	12	1
知的	1	7	2	4	5	4	2	6	4
精神									
	(22)訪問入浴サービス			(23)日中一時支援			(24)成年後見制度		
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい
身体	0	13	2	2	13	1	1	13	1
知的	0	8	1	1	6	3	0	6	4
精神									
	(25)生活サポート								
	1. 現在利用している	2. 利用しない	3. 利用したい						
身体	0	12	3						
知的	1	6	3						
精神									

・現在利用しているサービスで最も多いのが「施設入所（21%）」、次いで「グループホーム（9%）」、「居宅介護（9%）」の順となっている。

・利用したいサービスで最も多いのが「就労移行支援（11名）」、次に「相談支援（10名）」、「施設入所（8名）」、「日常生活用具（8名）」、「移動支援（8名）」の順となっている。

・「施設入所、ケアホーム、グループホーム」の居住系サービスを合わせると20名、「就労移行支援、就労継続支援」の就労系サービスを合わせると18名となっている。

	問17　福祉サービスについて、あなたが改善してほしい（こうなってほしい）と思うこと								
	1. 利用回数や日数を増やしてほしい	2. 利用したいサービスを受けやすく	3. 利用手続きをわかりやすく	4. 通学・通所の送迎や交通手段	5. サービス利用料を安く	6. サービスの質	7. サービスについての情報提供	8. その他	9. 特にない
身体	3	9	8	7	5	4	14	1	19
知的	3	8	3	5	8	6	7	0	12
精神									

・「サービスについての情報提供を望む（19%）」が最も多く、次いで「利用したいサービスを受けやすくして欲しい（9%）」「サービス利用料を安くして欲しい（11%）」、「通学・通所の送迎や交通手段の整備（10%）」、「利用手続きをわかりやすく（9%）」の順となっている。

	問18　福祉サービスや制度の情報を、あなたは主にどこから知ることが多いですか。								
	1. 役場	2. 社会福祉協議会	3. 福祉施設・福祉サービス事業所	4. 病院	5. こども園・支援センター・学校	6. 保健所	7. こみっと	8. 家族・知人	9. 相談員・民生委員等
身体	16	4	5	10	0	1	1	10	2
知的	8	1	16	2	2	0	2	7	1
精神									

	10.テレビ・新聞・広報・雑誌等	11.インターネット	12.その他	13.情報を得る手段がない
身体	18	1	0	6
知的	5	0	0	5
精神				

・「テレビ・新聞・広報・雑誌等（19%）」、「役場（18%）」、選択肢2・3・4の福祉事業所等を合わせると32%となる。
・家族・知人等の身近な者からが13%いるが、60%の者は専門機関から直接情報提供を受けている。

	「こんなサービスがあったらいいな」
身体	別紙自由記載欄参照
知的	
精神	

４ 仕事について

	問19 あなたの収入源							
	1. 給与・賃金	2. 事業収入	3. 財産収入	4. 年金	5. 福祉手当	6. 生活保護	7. 家族からの援助	8. その他
身体	17	3	0	23	2	5	6	1
知的	23	1	0	19	7	2	5	0
精神								

・「年金（38%）」が最も多く、次いで「給与・賃金（37%）」であるが福祉事業所からの工賃収入である者が半数以上を占めている。

	問20 現在、働いていますか。				
	1. 働いている	2. 働いていない	3. 学校等	4. その他	合計
身体	24	28	0	0	52
知的	28	13	4	0	45
精神					

・ 「働いていない者（41%）」より「働いている者（54%）」の方が多いが、働いている者の中には福祉的就労者が半数以上含まれている。

	問21（1） お勤めの形態や場所					
	1. 農業・漁業などの1次産業	2. 臨時・日雇い・パート・嘱託等	3. 正規職員	4. 内職	5. 就労移行（継続）支援事業所等	6. その他
身体	7	4	6	2	3	0
知的	2	5	3	0	12	0
精神						

・福祉的就労が最も多く33%を占めている。

	問21（2） （2） 仕事をするうえでの不安・不満							
	1. 障がい設備が十分でない	2. 通勤するのがたいへん	3. 自分にあった仕事がない	4. 人間関係がむずかしい	5. 昇給昇進が不平等	6. 収入が少ない	7. 職場での身分が不安定	8. 仕事がむずかしい
身体	3	4	5	2	0	6	2	3
知的	1	5	2	6	0	7	0	4
精神								

	9. 仕事がきつい	10.差別・偏見・疎外感	11.その他	12.特に不安や不満はない
身体	3	1	0	8
知的	1	3	0	6
精神				

・ 「不安・不満が無い（20%）」が最も多かったが、不満の中では「収入が少ない（19%）」が最も多く
次に、「通勤が大変（12%）」、「人間関係が難しい（12%）」、と続いている。

	問22（1）							
	（1） あなたが現在、働いていないのはどのような理由ですか。							
	1. 幼少である	2. 高齢である	3. 障がいなどで仕事ができない	4. リハビリ、または職業訓練中である	5. 通勤手段がない	6. 働きたいが就職先がない	7. 働きたいが障がいのある人の求人がない	8. 仕事をする必要がない
身体	3	3	15	0	1	7	2	0
知的	1	2	8	0	2	2	2	0
精神								

	9. 働きたくない	10.就業先から辞めさせられた	11.その他
身体	1	1	0
知的	0	2	0
精神			

・「障がいが要因（43%）」とされるものが最も多く約半数を占めている。働く意欲はあるが就職先や求人がなく働けないとするものを合わせると27%となった。

	問22（2）		
	（2） あなたは将来、働きたいですか。		
	1. 働きたい	2. 働きたくない	3. わからない
身体	11	8	7
知的	7	1	6
精神			

・現在働いていない者でも、その内半数は将来働くことを希望している。

	問23 どのようなところで働きたい				
	1. 一般企業	2. 就労継続支援事業所を利用	3. 内職・自営業の手伝い	4. その他	合計
身体	1	3	3	0	7
知的	3	3	2	0	8
精神					

・就労先の希望としては、一般企業、就労支援事業所、自営業がほぼ同じ割合となっている。

	問24 障がいのある方が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。							
	1. 積極的に障がい者を雇うこと	2. 障がいに配慮した職場の施設整備	3. 障がい者にあった就労条件	4. 生活できる給料	5. 障がい者に対する仲間の理解	6. 仕事の訓練・研修機会の充実	7. 自営を希望する障がい者への支援充実	8. 通勤（通学）手段の確保
身体	17	22	24	23	26	10	6	9
知的	21	15	16	22	20	14	3	12
精神								

	9. 働く場の紹介、相談の充実	10.健康管理が充実していること	11.福祉的就労サービスが充実していること	12.公住、グループホームなどの住居整備	13.その他	14.特に必要なことはない
身体	18	11	15	12	0	2
知的	14	7	11	11	0	2
精神						

・「生活できる給料を望む（13%）」が最も多く、次いで「障がい者に対する仲間の理解（12%）」、「障がい者にあった就労条件（11%）」、「障がいに配慮した職場の施設整備（10%）」の順となっている。

５　地域社会について

	問25　あなた・家族の、近所とのつきあい程度				
	1. 普段から親しくつきあいしている	2. 行事のあるときはつきあう	3. 会えばあいさつをする程度	4. ほとんどつきあいはない	合計
身体	19	11	15	6	51
知的	12	9	12	7	40
精神					

・「親しくつきあいがある（34%）」が最も多かった。親しいつきあいではないが行事や、合えば挨拶するを合わせると52%であった。近所付き合いがほとんどないが14%となっている。

	問26　最近1年間の活動。今後参加したいと思う活動。								
	趣味などのサークル活動			ボランティア活動			障がい者団体の活動		
	1. 参加した	2. してない	3. 今後参加したい	1. 参加した	2. してない	3. 今後参加したい	1. 参加した	2. してない	3. 今後参加したい
身体	10	30	5	5	33	7	3	34	5
知的	12	19	4	2	22	3	3	24	2
精神									
	講座や講演会			イベントなどの交流事業			その他		
	1. 参加した	2. 参加してない	3. 今後参加したい	1. 参加した	2. してない	3. 今後参加したい	1. 参加した	2. してない	3. 今後参加したい
身体	8	30	5	17	25	5	2	11	0
知的	2	24	2	19	16	2	2	8	0
精神									

・イベントなどの交流事業は参加・不参加が拮抗しているが、全ての項目で参加していない者の割合が多くなっており、全体的に社会活動への参加が少ない状況である。

	問27　地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切							
	1. 参加しやすいように配慮すること	2. 魅力的な行事や活動の充実	3. 利用しやすい施設への改善	4. 移動しやすい交通機関や道路への改善	5. 地域の人たちの理解及び協力体制	6. 家族の協力	7. 障がい者自身の積極性	8. その他
身体	30	12	7	15	23	16	26	1
知的	20	10	7	8	17	11	9	0
精神								

・地域の理解・協力、及び参加のしやすさへの配慮を合わせると43%を占める。障がい者自身の積極性も17%となっている。

	問28　障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。								
	1．何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	2．サービス利用の手続きの簡素化	3．行政からの福祉に関する情報提供の充実	4．保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	5．参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	6．いろいろなボランティア活動の育成	7．在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	8．医師や専門職員による訪問指導の充実	9．重度の障がいを持つ人のための入所施設や日中サービスの充実
身体	29	18	21	11	9	11	11	4	11
知的	20	10	11	10	13	8	10	5	10
精神									

	10.リハビリ・生活訓練・職業訓練などの日中サービスの充実	11.一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容の充実	12.職業訓練の充実や働く場所の確保	13.同じ障がいのある仲間が集える場の確保	14.利用しやすい公共施設の整備・改善	15.障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	16.利用しやすい道路・建物などの整備・改善	17.公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保	18.災害のときの避難誘導体制
身体	13	7	9	12	9	12	6	10	12
知的	10	6	12	11	10	7	6	13	13
精神									

	19.福祉教育や広報活動を充実	20.その他
身体	7	1
知的	4	0
精神		

・「相談体制の充実（12%）」が最も多く、 次に「行政からの福祉情報提供（8%）、「サービス利用の手続きの簡素化（7%）」、と続き、震災の影響からか「災害時の避難誘導体制（6%）」が上位の回答となっている。
　次に「ｽﾎﾟｰﾂ・ｻｰｸﾙ・文化活動」、「仲間の集える場」、「生活の場の確保」が各6%となっている。

	◎まちづくりに「こんなことが必要」と思うものがあれば自由に記載
身体	別紙自由記載欄参照
知的	
精神	

6 保育・教育について

	問29 現在、通園・通学していますか。						
	1. 幼稚園・保育所(園)	2. 特別支援学校(養護学校等)	3. 小・中学校(特別支援学級)	4. 小・中・高校(普通学級)	5. 大学・短大・専門学校等	6. 通園・通学していない	合計
身体	0	1	0	0	0	18	19
知的	0	4	1	0	0	5	10
精神							

・特別支援学校5名、小・中学校1名の通学者となっている。

	問30(1)								
	問29で「1～5」などに通っている方に伺います。困ることはありますか。								
	1. 通うのがたいへん	2. トイレなどの設備が整ってない	3. 介助体制が十分でない	4. 先生の理解や配慮が足りない	5. まわりの生徒たちの理解が得られない	6. 友だちができない	7. 普通学級に入れてもらえない	8. 医療的なケア(吸引等)が受けられない	9. その他
身体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的	2	0	0	1	1	1	0	0	0
精神									

	10.困っていることはない
身体	1
知的	1
精神	

・2名より通うのが大変との回答があったが遠方の養護学校通学者と推測される。

	問30(2)								
	あなたは3年後までの間、どのような進路を希望しますか。								
	1. 企業等で一般就労したい	2. 障がい者の雇用が多い一般の職場で働きたい	3. 指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所に通いたい	4. 一般就労に向けた支援を受けられる事業所に通いたい	5. レクや創作活動等をする施設、自立に向けた機能訓練施設に通いたい	6. 職業訓練校に通いたい	7. 町立の小・中学校に通いたい	8. 養護学校(高等養護学校)に通いたい	9. 大学や専門学校へ進学したい
身体	0	1	1	0	0	0	0	0	0
知的	1	1	2	1	0	1	2	0	0
精神									

	10.自宅でできる仕事をしたい	11.就労等の希望はしない	12.グループホーム等又は施設に入所したい	13.その他
身体	0	0	0	0
知的	0	0	1	0
精神				

・多くが福祉的なものも含め就労を希望している。

	問31 幼稚園、保育所(園)、学校に望むことは、どのようなことですか。								
	1. 就学相談や進路相談などの相談体制を充実	2. 先生の理解と子の能力や状態に適した指導	3. 施設、設備、教材を充実してほしい	4. 個別指導を充実してほしい	5. 普通学級への受け入れを進めてほしい	6. まわりの子たちの理解を深める交流機会	7. 医療的ケアが受けられるようにしてほしい	8. その他	9. 特に希望することはない
身体	3	6	2	3	1	3	3	0	6
知的	3	4	2	2	3	3	2	0	0
精神									

・「先生の理解と指導(22%)」が最も多く、次に「まわりの子の理解(15%)」となっている。「就学・進路相談の体制」と「個別指導の充実」を合わせると22%となっている。

7 介助の状況について

	問32 おもな介助者								
	1. 介助は必要ではない	2. 配偶者	3. 父親・母親	4. 子ども・子どもの配偶者	5. 兄弟・姉妹	6. 祖父母・親戚	7. 隣人・知人	8. ホームヘルパー	9. ボランティア
身体	19	4	6	2	3	1	0	3	0
知的	9	1	7	0	2	0	0	1	0
精神									

	10.施設の職員	11.その他	12.誰もいない	合計
身体	4	0	2	44
知的	19	0	2	41
精神				

・「介助は必要ではない（35%）」が最も多く、次いで「施設職員（27%）」の順となっていた。

	問33 おもな介助者の急病時の対応								
	1. 同居の家族に頼む	2. 同居していない家族や親戚に頼む	3. 近所の人や友人に頼む	4. 公的サービス（ホームヘルパーの派遣等）を頼む	5. 病院や施設に一時的に入所する	6. 特定の人は決まっていない	7. 誰にも頼まない（介助なしでいる）	8. その他	合計
身体	9	14	1	6	6	3	2	0	41
知的	5	1	0	4	8	6	2	1	27
精神									

・「同居していない家族・親戚（23%）」が最も多く、次いで「同居の家族（20%）」の順となっており、両方合わせると家族・親戚が43%となる。家族・親戚以外では「病院・施設等への一時的入所（19%）」の順となっていた。

	問34 ボランティアに支援を頼みたいことは何ですか。								
	1. 話し相手	2. 外出時の付き添い	3. 外出時の送り迎え（移送ボランティア）	4. 家事の手伝い	5. 家族が外出した際のあなたの世話	6. 介助者が緊急で不在の際の手助け	7. 家や庭の手入れ	8. 買い物や諸手続きの代行	9. 手話通訳・要約筆記
身体	6	7	6	2	1	4	4	4	2
知的	6	6	3	1	2	2	0	3	0
精神									

	10.本や情報誌などの点訳や朗読	11.学習・趣味活動などの相手や介助	12.ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ活動の相手や介助	13.行事やイベントの手助け	14.その他	15.特にない、必要がない
身体	2	3	3	2	0	18
知的	0	4	6	5	0	9
精神						

・「特に必要ない（26%）」が最も多かったが、次に「話し相手（12%）」、「外出時の付添（11%）」、「外出時の送り迎え（8%）」となっており、外出時の支援は合わせると19%となった。

8 親族等で介助している方へのアンケート

	問35 介助されている方の年齢						
	1. 10歳代	2. 20～30歳代	3. 40～50歳代	4. 60～64歳代	5. 65～74歳代	6. 75歳以上	合計
身体	0	1	8	3	0	2	14
知的	0	2	4	1	0	0	7
精神							

・「40～50歳代（50%）」が最も多く、次いで「60～64歳代（33%）」、「20～30歳代（17%）」の順となっている。

	問36 介助者の性別		
	1. 男	2. 女	合計
身体	3	11	14
知的	0	7	7
精神			

・「女性（83%）」が多数を占めている。

	問37 介助者の健康状態				
	1. 健康	2. ふつう	3. 疲れぎみ	4. 病気がち	合計
身体	1	8	2	2	13
知的	2	2	3	0	7
精神					

・ 「ふつう（53%）」、次に「疲れぎみ（24%）」、「健康（12%）」、「病気がち（12%）」となっている。

	問38 1日平均の介助・見守り時間					
	1. 1時間未満	2. 1～3時間未満	3. 3～6時間未満	4. 6～12時間未満	5. 12時間以上	合計
身体	1	4	1	1	3	10
知的	0	1	0	1	5	7
精神						

・ 「12時間以上（43%）」が最も多いが、常時見守り・介護が必要な状況と推測される。
次に「1～3時間（29%）」となっている。

	問39 介助者の仕事					
	1. 無職	2. 常勤	3. パート・アルバイト	4. 自営業	5. その他	合計
身体	5	0	4	5	0	14
知的	2	0	3	2	0	7
精神						

・ 「自営業（39%）」が最も多く、「パート・アルバイト（33%）」、「無職（28%）」の順となっている。